

第一百一回 参議院地方行政委員会會議録第十八号

昭和五十九年七月十九日(木曜日)

午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長 大河原太一郎君

理事 岩上 二郎君 真鍋 賢二君 志苦 裕君 三治 重信君 井上 孝君 加藤 武徳君 上條 勝久君 出口 廣光君 松浦 功君 吉川 芳男君 佐藤 三吾君 中野 明君 神谷信之助君

委員

衆議院議員

修正案提出者 小澤 深君 修正案提出者 草野 威君 修正案提出者 岡田 正勝君

國務大臣

(國務大臣) 田川 誠一君 (国家公安委員会委員長) 三井 清君 警察庁長官 太田 壽郎君 警察庁長官官房長 福島 静雄君 警察庁長官官房審議官 鈴木 良一君 警察庁刑事局保

政府委員

警察庁長官官房審議官 鈴木 良一君 警察庁刑事局保

第二部

地方行政委員会會議録第十八号 昭和五十九年七月十九日【参議院】

説明員

警察庁刑事局保 山田 英雄君 安部防犯課長 高池 忠和君 厚生省生活衛生 古山 剛君 局指導課長 瀬田 公和君 通商産業省産業 正美君 政策局物価対策 綾部 正美君 建設省都市局部 鈴木 政徳君 市計画課長

本日の会議に付した案件 ○風俗営業等取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大河原太一郎君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。 風俗営業等取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続き、質疑を行います。 質疑のある方は順次御発言を願います。

○佐藤三吾君 きょうは三井長官がお見えでございますから、法案審議に入る前に、二、三お聞きしておきたいと思つて、十二日のこの委員会でお話、最近の警察の一連の不祥事について、件が出ていますね。飲酒運転で突っ込んだという

事件が起こっておりますが、しかし西のギリコ東の白昼強盗と、こういう事件は未解決のまま、そういう中で一連の警察官の不祥事というのが次々に起こっている。私がざっと洗つてみると、ことし半年、一月から六月までで十三件事件が連続して発生している。特にギリコの問題で、大阪府警、兵庫県警というのはまさに今非常態勢だと思つて、三井さん、あなたもやっぱり現地にその状況を督励を含めて行つていますね。そういう中でこの兵庫県警が白昼強盗をやる、こういう事態というのは、私はもう異常と言つていいと思つて、

そういうことで、私は十二日に、これには構造的な問題があるんじゃないかということ、二十五万の警察職員、そのうちの二十一万の警察官の中で何が起つておられるのか、二十万の警察官の間には何が起つておられるのか、いろいろな問題が出てこない。私はやっぱり大多数の警官というのはまじめに、昨日も大阪である警官もいる。しかし、こういう事態は大多数の警官に対して、私は非常に不安と動揺を与えておると思つて、

かつて五十三年のときだつたと思つて、外勤の巡査が大学生の下宿に押し込んで殺殺といふ事件が起つて、時の警視總監が辞任をするという事態がございました。しかし、この問題に対して一向に警察庁の最高首脳としての責任のとり方もまだ出ていない、こういう事態に対して、警察長官としてどういふ認識をしておられるのか、それをききょうひとつ長官からお聞きしたいと思つて、

じつはまことに遺憾な事態であると考へておるわけであり、警察官の不祥事にはそれぞれ一件一件に直接の動機その他原因等があるわけであり、これについては、その問題について対症療法的であり、例えばサラ金の問題とか生活設計上の問題とか、それぞれについて対策を講じていくということをやつておるわけであり、しかし、基本は警察官がその職責の重要性を十分に認識をして、また世間の風潮以上に警察官に求められる倫理性と廉潔性、こういうものを堅持するということが大切であると思つておるわけであり、これは常日ごろそういう努力をしておるわけであり、そういう事件を契機といたしまして一層努力をするということ、それぞれの警察官、そしてまた警察庁においてそれぞれの段階で手を打つておる、ごさいいます。

ギリコ事件その他金塊事件等の重要事犯につきましては、目下鋭意捜査に努力中であり、これはぜひともできるだけ早期に検挙、解決をしたいということ、警察庁を含め関係府県一生懸命やつておる、こういう段階の問題でござい、ます。

○佐藤三吾君 事件のたびに遺憾であり努力する、率直に言つて国民の皆さんから見ると聞ききたんじやないですか。こう打ち続けると、私はやっぱり、さつき申し上げたように、もうそういうことでは通らなくなる。そして、依然としてギリコと金塊事件は未解決、こういう事態ですから、私はこれはもつとやっぱり厳しく認識をして改めたい、ただかなきゃいけないんじゃないかと思つて、

そういう中で、御存じのとおり、元警視總監松橋氏の本が出された。何か新聞で見ますと、異常な売れ行きでベストセラーだと、こう言つておる

んです。これは一昨日寺田議員がこの問題を取り上げたわけでございますが、確かに性格的にいろいろ問題があるかもしれませんが、そういう指摘でした、警察側の答弁は。しかし、一〇〇%全部の内容はうそだと、こういうことにはならぬのじやないかというのが、一昨日の議論の中で私も受けた印象なんです。で、現実には十二日に、この中にありました省生事件問題、この問題で、警察官戸高公徳があの事件で有罪判決を受けながら復職しておると、こういう記述がございましたので、この問題についてたまたまですが、後ほど官房長からの――委員会のものでは答弁できなかったんですが、御報告を聞きますと事実のようでは信用できないにしても、誇張の部分もあるとしても、しかし告発を含んで、事実がやっぱりあることは間違いない、そういう心証を深めました。で、警察職員が二十五万で警官が二十一万ですか、それをキャリア組という、この本の中ではいわゆる資格者というか、この方々、四百数名が頂点に陣取って上意下達と成績主義、こういうやり方でやられているこの現状の警察機構、人事、そういうところからいろいろ矛盾が噴き出しておる。いわゆる民主警察という姿の中身はそういう仕組みになっておる、そこに一番大きな問題があるんじゃないかというのを十二日の最後に私は追及したんですが、そのことはこの松橋さんの本の中にも、キャリア組の立場からその点を強調しておる。こういうことからいって、そこに私はメスを加えていかないと、一連の警察を取り巻く疑惑、不祥事、そうしてその中に渦巻いておるうっぶんというものは解消しないんじゃないか、こういうふうなふうに思っています。

ていない、こういうところに私はやっぱり今日の警察の腐敗問題というのが起こっておるんじゃないかというふうなふうに思っています。そういう意味で、この問題について警察庁長官としてどういう御認識を持ち、対応しようとおるのか。その点についてひとつお聞きしたいと思います。

○政府委員(三井情君) 現在の警察幹部に登用する仕組みの中に問題があるのではないかと御指摘でございますが、警察の中では実力さえあればほとんど幹部になれるというのが警察の基本的原則だと思いますか、ほかの役所と比べるとどうかと思えますけれども、とりわけ警察の場合はそういうふうな任用制度になっておって、これがまた一般警察官にとつて一つの魅力でもあろうかと、こう思うわけでありますが、現在のいわゆる資格者と、それから一般から幹部になる人、俗に推薦組と、こう言っておりますが、この俗稱資格者制度というのは、警察に限らず、どこの役所でもやっておることでありまして、これはそういう幹部を養成するやり方、仕組みとしては特に問題はない制度ではなからうかと、こういうふうなふうに思っています。そしてまた、一般の巡査から幹部に上がってくる推薦組と言われる人たちが本部長になっておる人も、全国では今、北海道の方面本部長も含めて、いわゆる本部長というのは五十一名になるわけでありますが、大体五名ぐらゐは、多少の変動はありますけれども、大体五名ぐらゐは推薦組の方から本部長になる、こういうようなことではあります。これは余り少ない数ではないかと私は思っています。

が一つでありましようし、また、積極的に警察官の士気を高め、その県その県における治安の維持のために全警察の能力を発揮して、自分が先頭に立って任務を果たしておるかとか、こういうことでありまして、本部長になる人は、本部長になるためには今も二十数年かかるわけでありますが、その間にそういう修業しておると言ってもいいぐらゐの努力をして、その結果なるわけでありまして、特に問題はないと思えますが、それにいたしまして、多くの部下を率いてその仕事に当たるわけでありまして、常に精進努力をして間違いないを期する、自分の任務にふさわしい能力を涵養し、そしてそのふさわしい仕事をしておるかとかというところは各人各人が努力をすべきことでありまして、警察庁といたしましてそういう方向に持っていくように管理上のいろいろの努力をしますと、こういうことで努めておるわけでありまして、最近起こっておるいろいろな問題につきましても、我々はそういう観点から、幹部が幹部たるにふさわしいあり方をしように、また能力を身につけるように努めてまいりたいものでありますし、現にやっておるところでございます。

○佐藤三吾君 長官は、五十一名の中で五名程度推薦組がある、それでちよつといんじやないか、こういうお話ですが、その是非については私ここで論じません。しかし、現実にはそこにパイプが詰まるといういろいろな吹き出物が出てくるというのが今の一つの現象だと思っております。そして、しかも今その現象が起こっておるうちに、実際問題いろいろの意味のパイプが詰まっておるんじゃないか、こういうふうな感じがします。こちら辺はきょうあえてこの問題についてこれ以上追及しませんが、例えばあなたがおっしゃったように、キャリア組の中では、あなたたちの評価に見ると松橋さんは非常に悪い、問題があると、こういう指摘ですね。そういう人がやっぱりキャリア組の中には何人か含まれておるはずですよ。人格方正にして優秀な人材を選ばれたんでしようけれども、決してそうでない方も出てくるわけですし、いろいろあるでしょう。そういうような意味で、私はやっぱり警察機構そのものあり方が本場に民主警察としてのあり方なのか、この辺でやっぱりひとつ検討し直す必要があるというふうなふうに思っています。そういう意味で、長官のお考えをひとつ聞いて次に移りたいと思っています。

○政府委員(三井情君) ちよつと細かいことで恐縮でございますが、あの本の著者はいわゆる戦後第一回の採用でありまして、あの当時はまだそういう制度が確立できない過渡期のことでありまして、いわば本部長になれる人と本部長になれない人と込み採った時期でございます。その中で選別をして本部長になれる人を落としていくということ、半分ぐらゐは本部長にあの時期はなっておらないわけですが、それを別といたしまして、私たちは警察本部長というのは、その県におきまして千数百名、もう一番少ない県でも警察官、一般職員を含めまして千数百名の部下を持つておると、そういう意味ではその部下を統率するにふさわしい能力と人柄である必要がありまして、またその仕事の内容が一県の治安を維持する、また一県の治安の維持を通じて国全体の治安を維持すると、こういう重要な任務でありますので、そういうふうなふさわしい人であるように本人が努めるとともに、我々警察庁がそういうふうな仕方でいくという努力を常々やっておるわけであります。今回の事件に限らず、常々そういう問題がないかというところは努力をしておるわけでありまして、今から、こういう時期でありますので、一層そういう角度からその辺の努力を続けてまいりたいと思っております。

○佐藤三吾君 次に、警備局長にお聞きしますが、あなたは十二日に、松橋氏のこの問題について私がたまたまに、あれは本ではCIAと書いておるけれども違うんだと、こういう御発言がございましたですね。ちよつとあのときに私はいろいろ問題の内容で深追いをしなかつたんですけれども、CIAでないと思えば、あなたが言う

のはどういふ機関で、それはどういふ内容のものですか。

○政府委員(山田英雄君) 昭和三十年代の古いことでありまして、記録もないので当時の関係者に聞いた話として、IACPというものの招待であったというのを承知しておるわけでございませうが、日本語で訳しますれば国際警察長協会と訳すべきものだと思います。十二日の日にもそのもの言葉で、インターナショナル・アソシエーション・オブ・チーフズ・オブ・ポリスということ、国際警察長協会と訳すべき機関だと思ひますが、これは昨年の国際警察長協会のパンフレットによりますと、その業務といふのは、これは一八九三年に創設されておるようでございませう。昨現在で世界六十三カ国を代表する約一万一千人のメンバーで構成されておりまして、本部はアメリカにあるわけですが、その組織の目的は、世界の警察管理者間の職務協力と情報及び経験の交流、それを促進することが一つ、それから適正な警察官の採用、訓練を推進すること、さらには職務遂行の水準と品行の向上を助長することというようなことを協会の目的として、会議開催、意見交流、管理者セミナーあるいは専門家の訓練というふうなことで幅広い活動を行つておる機関であるというふうな承知いたしております。

○佐藤三吾君 これは国際という名がついていませうけれども、実際はアメリカの自治体警察の署長さんが集まつて、そうしてつくつておる機関じゃないんですか。

○政府委員(山田英雄君) これはそうではございませんで、世界各国のメンバーも入つておると思ひます。といひますのは、我が国でも警察庁長官と警視總監がメンバーになっておりまして、毎年の総会には日本の代表として若干の幹部を出席させておるといふ状態も現在ございませう。

○佐藤三吾君 その警察庁長官と警視總監が名前を連ねたというのはいつときですか。

○政府委員(山田英雄君) これは正確な年次はあられございませうが、昭和三十年ごろというふうな

承知しております。

○佐藤三吾君 どうもあなたのおつしやることか不思議に思へて松橋さんに私は聞いてみたんですが、そうしたら、聞いてみたら、本人の話では、確かにそういう機関はございませう。そして、そこにもありまして。それは所長さんと女子職員と二人当時はおりました。それは五カ月の間にわずかに一日あつただけで、あとはCIAが中心になつてホテルに缶詰になつて教育を受けましたと、こういうことなんです。そうして、この本にも書いてありますが、とにかく日本大使館に行つては困る、日本人と会つては困ると、こういうことで、極秘の中で受けました。で、Kという人が一緒に居つて、途中でノイローゼになつて帰つたという経緯があつた中に書いてありますが、そのKという人は、言うなら、そのおきてを破つて日本大使館に行つたらしい。それが問題になつて、この際ひとつ、もう面倒見切れないということ、警察庁と連絡とつて帰すことにしたんだ、何なら自分は証人に立つてもよろしい、決してこれは私は——これは自分が五カ月おつて全部ずつと日誌もあるそうです。だからだれに毎日会つたという日誌も持つておるそうです。そういうものを本委員会であつておるにやられたのでは私も承服できたいと、こう言つておるんですが、いかがですか。

○政府委員(山田英雄君) IACPの招待で、IACPのアレンジする各警察機関を訪問し、あるいは視察し、いろいろレクチャーを受けて勉強したという趣意で、前にも答弁申し上げましたが、FBIももちろん入つておるわけですが、ワシントン市警察本部にも行つて制服のパトロール勤務をともにする等、いろいろ各種の勉強をしておつたと承知しております。

それで、Kとの関係につきましては、前にも答弁申し上げたと思ひますが、全くあそこに書いてあることは思ひ違ひございませう、Kの立場からすれば全く違ふ事実というものを言つておるわけ

けでございまして、その点については前回、ある具体的な事実について、ノイローゼで自殺するのを救つたという事実について全く違ふというのを御答弁申し上げたと思ひますが、そういう状況でございませう。

○佐藤三吾君 これは今あなた、FBIも入つておるといふことですが、彼に言つると、FBIへも五カ月のうち一日行つたそうです。そしてFBIで話を聞いたそうで、これはごく例外中の例外だ、こう彼は言つておる。もつぱらCIAが専門で、情報の収集方法であるとか、特にソビエト、中国、当時は中国が問題でしたから、そういう東欧諸国を中心に勉強したと、こう言つておるわけですね。

これはここではなかなかあれですから、委員長にひとつお願いしたいと思ふんです。

寺田議員も証人喚問の要求をしておりましたが、私もやつぱり彼の証人喚問を要求して、この委員会でひとつただしてみたいと思ひますが、いかがですか。

○委員長(大河原木一郎君) 佐藤君に申し上げます。

前回、寺田君からも御要望がございまして、理事會において協議いたし、早急に結論を出すということに相なつておりますので、同様の取り扱いをしたいと思ひます。

○佐藤三吾君 もう一つ、時間がございませんで、ついでに聞いておきたいと思ふんです。

それは七月十六日に新聞で報道された内容ですが、国税庁来ておるんですか。

日本の犯罪、政治不信の最たるものとして、国会でも今これは問題になつて、最大の争点になつておるんですが、田中元首相の関連会社が十一社、五十六年、七年ですか、新金脈、脱税、こういつたことについて、私も決算委員会や行革特別委員会の中で追及してきたんですが、その結果が七月十六日の新聞では八社で五億二千万の申告漏れ、悪質な脱税ということで三億円の追徴をなされた、こういう記事が出ておるわけですが、これ

は事実ですか。

○政府委員(富尾一郎君) ただいま先生御指摘のような新聞報道があつたことを承知をいたしております。私どもとしては、御指摘の法人につきましては昨年調査を行ったことにつきましてはいまだに否定をいたしません、その内容につきましては、個別の事柄にわたることではございませうので、御答弁は差し控えておきたいと思ひます。

○佐藤三吾君 守秘義務ということでは、これは新聞記事が全く虚報ということではないんですか。

○政府委員(富尾一郎君) 繰り返した御答弁になるかと思ひますが、調査の事実私どもとして否定いたしません、この調査の内容として報じられた事柄につきましては、個別の問題にわたることではございませうので、答弁を差し控えておきたいと思ひます。

○佐藤三吾君 否定なさるんですか。どうです。

○政府委員(富尾一郎君) 私どもは、否定をするということではなくて、守秘義務がございませうので、その中身についてあれこれ申し上げることは差し控えておきたいと思ひます。

○佐藤三吾君 これは仙台地裁ですかの判決があるように、あれもやつぱり脱税の事件について税務署が公表したのか漏らしたのか、そのことが問われたわけですが、判決の結果は、そういう脱税行為等を行うものを公表したからといって守秘義務の責任追及は受けない、こういうことがきつと判決で出ておるじやありませんか。だから私は、ここで守秘義務を言うなら、中身をいろいろ聞こうと思ひませんが、この新聞記事は否定なさるんですか、どうですかと聞いておるわけですが、○政府委員(富尾一郎君) 私どもとしては、調査を行ったことはいまだに否定をいたしません、その内容につきましては、繰り返して申し上げるようではございませうけれども、いろいろそれについてコメントすることは差し控えておきたいと思ひます。

○佐藤三吾君 悪いことをして捕まえて、それを守秘義務で守るといふのは私は解せないんですけれど、まあいいです。

○政府委員(富尾一郎君) はい。

○佐藤三吾君 やはりそういうことで、それは事実です。

○佐藤三吾君 問題は、この吉原組の問題もありません。この事件の中には、しかし同時に、新潟遊園が新潟市に公園の土地を売って、その代金が九億一千二百万入るその直前に幽霊会社の東京ニューハウスと合併をして、これが赤字だもんでそれから逆さ合併ということで議論になりましたが、税金をバアにしてしまった、こういう事例がございませぬ。この問題が表面化しただ中、この東京ニューハウスが目白の田中邸を保有しておいて、その使用人であるとか、それから車であるとか、田中さんが乗って歩くりンカーンですか、あれとか全部この新潟遊園ですか、これが負担しておいた。その金が二千二百五十万ですか、これは当然追徴の対象にならなきやならぬわけですが、これも、これは政治献金として寄附をしたと、それから田中に係る分については、田中個人がこの会社に三百五十万ですか、返すと、こういうふうなことで、これは租税追及ができなかつた、こ

ういう記事があるんですけれども、いかがですか。

○政府委員(富尾一郎君) 先生の今御指摘のありましたことにつきまして、調査の内容にわたりましたことは個別の問題でございまして、御勤弁をいたされたかと思ひますが、一般論として申し上げますと、法人が特定の個人の費用を負担した場合にそれがどのような扱いになるかということ若干申し上げさせていただきますと、政治家の政治活動のための費用を負担したということになりますと、税法上は寄附金として扱われますので、寄附金としての限度計算を行つて、その寄附金をした会社に課税をすることが決まるわけでございます。一方、この利益を受けた、つまり費用の便益を受けた政治家の場合には、これはいわゆる政治献金と同じ扱いでございます。私どもとしては、これを政治家の雑所得の収入金額というふうに見るわけでございますが、一方、その収入した便益ないし金を全部政治活動のために消費してしまつたということになりますと、雑所得の金額としてはゼロということになりますので、通常課税問題は生じない、このような扱いになっております。

○佐藤三吾君 そういふことになれば一般論です。一般の方々が同じようなケースをとつても租税追及はできないということをお認めになって、逆さ合併というのは、率直に言つて、これは明らかに税金逃れということ、あなたたちが調査研究していけばわかつておることは事実でしょう。しかし、もう現実にはこれはなくなりましたね。その節税工作が終わつた途端に新潟遊園もなくなつたでしょう。これは合併をして消えてしまつた。こういうふうなことが平然と行われて、そしてそれが、今あなたが一般論で申されたように、自由にできるんだということになれば、これは私はやっぱり同じ現象が世間に蔓延するんじゃないかと、そう思うんですが、世間の皆さんはそう見てないんです。元総理だつたからそういう措

置をとつたのだ、一般だつたら税務署がこんなこととはあり得ぬ、こう言つておる。いかがですか。

○政府委員(富尾一郎君) 先生の今御指摘の点は二点あるかと思ひますが、第一点の費用を負担したことにつきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

それから、逆さ合併の問題につきましては、前回にも先生に国税庁の方から御答弁を申し上げておりますけれども、赤字会社が黒字会社を吸収するいわゆる逆さ合併につきましては、それ自体で直ちに税法上どうこうということはないと申さね。ただ、私どももいたしましては、そういう合併が租税回避を図ることを目的として行われたいと認めるときにはこれを否認し、課税をしたという事例はございます。

こういうことで、私どもとしては、逆さ合併につきましても、合併法人がどのような規模の事業活動をしているか、ないしはどのような資産を保有しているか、つまり実体のある会社であるかどうかということも第一のポイントとして考えております。第二のポイントとしては、その合併自体に、例えば営業権の承継であるとか、いろいろ合理的な理由があるかどうかということを検討させていただいております。三番目には、合併の当事者双方がいわゆる同族的な色彩の強い会社であるかどうかということなどの個別事情を考慮いたしましてやるといふように、私どもとしては、国税庁の内部におきまして、会議等を通じて第一線まで周知をしております。このように方針で、どのような納税者の場合におきましても課税の公平という見地から、私どもとしては公正に取り扱うように指示をいたしておるところでございます。

○佐藤三吾君 でしょう。ですから、私が言ったように、この問題、新潟遊園と東京ニューハウスという逆さ合併、これは去年の決算特別委員会の際に、それから五十七年の決算委員会でも私追及しましたが、この中でも強調したように、明らかに節税目的のための合併だ、そういうことで

厳重な調査をしないといふことで私は追及したつもりなんです。それが事実として証明されたじゃないですか。今度は、この行為が終わつたら新潟遊園そのものも解消する、こういうことが元総理であるがゆえに許されるということについて私は我慢できない。これは、私は国民の声だと思つておる。そして、一般の場合には、今あなたがおっしゃつたように、一概に逆さ合併そのものが合法とは思ひません。その経緯を含めて調査をして、そしてそこにはきちつと課税をしておる、こう言つておる。

ですから私は、こういうあり方から、例えば五十五年から五十八年、大手七商社と言われる三井、三菱、住友、丸紅、日商岩井、こういう大商社が、例えば三菱のように十六兆円の収益を上げながら法人税はゼロ、今度は税務調査に入つたら五十四億追徴した、こういうことがまかり通つていくわけですよ。その国税庁の姿勢に私は問題がある、そう思うんです。私はやっぱり税の多寡よりも、むしろいかに公平であるか、このことが基本でなかならぬと思うんです。そういう国税庁の姿勢については私は承服できない。

きょうは本題でございませぬからこの程度にとどめますが、大臣、国家公安委員長でもありますが、こういう事態が一審有罪で、しかもこの中にはちゃんとして、当事者は田中元総理からそういう示唆を受けたと、こう言つておる。こういうことが一審有罪の中で繰り広げられておるといふ事実、こういうことについて国家公安委員長として一体どういふ認識を持つておるのか。公安委員長と云うのがいいの、もう新自由クラブの代表じゃなくなくなつたわけですから、自治大臣と云うのがいいの、いづれにしても御見解承つておきたいと思つておる。

○国務大臣(田川誠一君) 国会議員という身分あるいは元総理大臣あるいは元閣僚、こういうふうな高い地位にある者ほど身辺はさらに清潔に保つていかなければならない。そういう中にいろいろ疑惑が出てくるということ、そういう事態そのもの

のが政治に対する信頼感をなくしていくともなると思ひます。

○佐藤三吾君 大佐の決意をお伺ひして、ひとつぜひそういう立場を堅持してもらいたいと思ひますが、ちょうど三井長官もいらつしやいますから、この件、今お話ししたような内容なんですけれども、私はやっぱり刑事事件としても立件すべきじゃないかと思ひますが、警察の考え方、態度をお聞きしたい。

○佐藤三吾君 大佐の決意をお伺ひして、ひとつぜひそういう立場を堅持してもらいたいと思ひますが、ちょうど三井長官もいらつしやいますから、この件、今お話ししたような内容なんですけれども、私はやっぱり刑事事件としても立件すべきじゃないかと思ひますが、警察の考え方、態度をお聞きしたい。

そこで、本題に入りますが、まずきようは衆議院の三先生方、お忙しいところ、大変どうもありがたうございました。せつかくでございます。衆議院で御審議いただいた、御努力いただいた、この法案に対する修正点が三つですか。その三つと合わせて、それにかかわる附帯決議が十二点ございまして、この中で、どういふ御理解でこの修正をなさつておられるのか、若千十七日の議論とかみ違ふように私感しましたので、内容を改めて御説明いたしたい。とりわけ立入検査の問題であるとか、それにかかわる附帯決議でございますね、こういう点についてお聞きしたいと思います。

○衆議院議員(小澤潔君) お答えをいたしたいと思ひます。ただいま佐藤先生から衆議院における修正の内容、そしてまた、警察職員の立ち入りについての附帯決議、この答えを点について御質問がございましたので、お答えをいたしたいと思ひます。なお、今回衆議院におきましては、自民、公明、民社、三党の共同提案ということにも相なつておりますので、きようは公明からは草野先生、民社からは岡田先生、一緒に私と参つておりますので、私の説明も不足があるかと思ひますので、もしあれば補足説明もお願いをいたしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

衆議院における修正内容の第一点は、ゲームセンター等への十八歳未満の者の立入禁止の時間についてであります。政府原案におきましては、風俗営業の許可対象となつておりますゲームセンター等に十八歳未満の者は午後十時以降は立ち入らせてはならないこととしておりましたが、少年の健全な育成を図る見地から、十八歳以下の条例で定める年齢に満たない者について、条例で午後十時前の時を定めるときは、その者については、その定められた時以降は立ち入らせてはならないことと修正いたしました。第二点は、風俗営業者等に対する管理者の助言及び指導の遵守義務及び管理者の解任についてであります。政府原案におきましては、風俗営業者等は管理者の助言を尊重し、または指導に従わなければならないこととしておりましたが、管理者の助言または指導の遵守義務を明確にするため、風俗営業者またはその代理人は、管理者の助言を尊重し、その使用人その他の従業者は、管理者の指導に従わなければならないことと修正いたしました。また、政府原案におきましては、公安委員会は、風俗営業者に対し、管理者の解任を命ずることができるといたしておりましたが、営業の自主性を尊重して、公安委員会の命令を勧告と修正いたしました。第三点は、警察職員の立入検査等についてであります。政府原案におきましては、公安委員会は、警察職員に風俗営業者等の営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、または関係者に質問させることができることとしておりましたが、この部分を削除し、これにかえて、現行法の規定に即して整備することに修正しました。このほか、これらの措置に伴い、所要の規定の整備を行つております。以上が衆議院における修正の内容であります。次に、警察職員の立ち入りについての附帯決議がどのような理由でなされたかということであり、また、お答えをいたしたいと思ひます。衆議院では、立ち入りについて次の附帯決議をつけております。

警察職員の立入りに当たっては、次の点に留意して、いやくも職権の乱用や正当に営業している者に無用の負担をかけることのないよう適正に運用すべきであり、その旨都道府県警察の第一線に至るまで周知徹底すること。

1 報告又は資料の提出によつてできる限り済ませるものとする。報告又は提出書類等については、法の趣旨に照らし必要最小限のものに限定すること。

2 本法の指導に当たる旨を明示する特別の証明書を示すものであること。

3 本法の運用に関係のない経理帳簿等を提出させ又はみることのないようにすること。

4 立ち入りの行使は個人の恣意的判断によることであつてはならず、その結果は必ず上司に報告してその判断を仰ぐものであること。

これは立ち入りの重要性にかんがみて、政府に対して特にその運用の適正を求めたものであります。終ります。

○佐藤三吾君 三番目の修正の、立ち入りの問題で、検査、質問を削除して、そこを削除してかわりにどうなつたですか。現行法云々と言つていましたが、そこはどういうことですか。

○衆議院議員(小澤潔君) お答えをいたしたいと思ひます。政府原案では、公安委員会は警察職員に風俗営業者等の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、または質問させることができることとなつておりましたが、このような規定の仕方では、現行法の立ち入りと比べてその範囲が拡大するのではないかと懸念がありましたので、この部分を削除して、これにかえて、現行法の立ち入りの規定に即して整備した規定を設けることといたしました。右の結果、経営状態の把握の目的からする会計帳簿、経理書類の検査や保健衛生上の見地からする調理場の検査が本法の立ち入りに含まれないことが明確になりました。次に、政府原案では、第四十九条第六項第六号の規定により、帳簿、書類その他の物件の検査についてこれを拒み、妨げ、忌避した者に対して刑罰に処する旨定められているため、この刑罰の対

の三十七条の頭は「この法律の施行に必要な限度において一行うということを書いてごさいます、したがって経理帳簿等、関係のないものを見つたという事はいたしませんと、こういうふうにお答えを申し上げたわけでございます。ただ、このういふふうな明文で入りますと、その点が心配になるのではないかとお話しがございまして、私もはあくまでもそういう関係のない帳簿までを見るというつもりは全くございせん、現行法と同じ考え方でこの改正案をつくつたものでございませうと御説明したわけでございます。それなら現行法の書き方に戻してもいいじゃないか、こういうふうなお話しが御修正がなされた、こういうふうにお考えを御修正がなされた、

○佐藤三吾君 しかし要約すれば、現行法でも帳簿の閲覧もしくは資料の提出、検査、それに必要な質問、こういうことはできる。衆議院の方は、附帯決議の内容を含めて推察しますと、それは困る。三十七条ですか、勝手にやられたのは困るということ、そして修正したんだと、こういうことでございませうが、これはしかしどうでしょう、小澤先生、警察庁の今の答弁を是認できますか。

○衆議院議員(小澤潔君) 私は先ほども申し上げたところでありませう、立ち入りに関する修正、政府原案との差異の問題だろうと思ひますが、経営状態の把握の目的からする会計帳簿、経理書類等の検査や保健衛生上の見地からする調理場の検査が本法の立ち入りに含まれないことが明確になったことを御報告申し上げたいと思ひます。

○衆議院議員(岡田正勝君) 佐藤先生に冒頭にちよつとお断りを申し上げますが、先ほど三十三条のときにはいと云つてうなずきましたが、あれは間違つておりました。三十五条でございます。失礼いたしました。

先生御心配の趣きというものは私も共通の心配事項でありませうから、特にこの点を念を入れて、疑義が残らないようにという精神で実は修正

をさせていただきます。さらにそれを念押しするために附帯条件をつけさせていただきますわけでありまして、現行法の精神の問題であります。現行法におきましても、この全部法でそれでは立ち入り、検査、質問が本当に全部法でそれのかというところになつてくる、これはまた解釈が二つに分かれてしまつてございませう。

それで、今回この政府原案でそれを明確にさせるために、いわゆるいろいろ解釈の仕方がある、言うならば真反対のような解釈の仕方もあるといふので、これを明確にさせるため、いわゆる立ち入り、検査、質問というふうな文言を明確化して政府はお出しになつたと私もは解釈をしたわけでございます。

現行法でも、先生御承知だと思ひますが、現場におきましては、やっぱり第一線の皆さん方は立ち入りはいたしたとしても、帳簿の検査あるいは質問というふうなことはできるだけしないといふという自制を持つて働いておられることも事実でございます。それは今現行法の解釈がいろいろあると申し上げましたが、いやそれは一切全部立ち入りも検査も質問も現行法でできるんだという説もあるかと思ひます、いやそうではないよという説もあるかと思ひます、今回の政府がお出しになつた部分はそれを明確にしようという御意思があつたのではないかと我々は受け取つて居るのであります。それを明確にさせたら警察権限の拡大にこれはもうつながつてしまつていふので、これはつぎと削除しなさいかぬといふ趣旨で削除したのでございませうから、私もはこの修正案と附帯決議で十分に警察権限のいわゆる歯どめはできたといふふうな信じて修正を、附帯決議をつけたといふ次第でございます。

誤解のないように申し上げます。

○佐藤三吾君 私は誤解もしてないんですけれど、誤解してないから氣になつて、お忙しい中をおいでいただいたんですけれども、先生方のお話を聞きますと、今一口で言へば、先生が締めくくつたように、これによつていわゆる立ち入りの一番

問題である検査、書類提出、質問、こういうことが事実上なくなつた、こういうことなんですが、警察庁の方は、今までできたことを明文化したのであつて、それが取れても今までの解釈はできるという、調査も資料提出も質問も、これに關してはできるんだということにはちつとも変わりないといふことの議論のように私は思ふんですね。

ですから、これは何で附帯決議が四つついたのかと思へば、警察庁の言う主張の方が正しいかなといふような感じがしますね。今先生おつしやつたような内容になれば、やっぱり明文上きちつとすれば、それはすつきりすると思ふんで、この問題は、ところが、「立ち入ることができる」といふ原文に戻つて、その中身については、規制的な問題は附帯決議以外に出ていないんですね、法文上です。ですから、ちよつと私も判断に苦しんだんで、今警察庁の意見も聞いてみますと、要約して言へば、修正案によつて——附帯決議じやありませんよ、修正案によつて、今までの立ち入りでできたこと、このことについては現行法で自由に行つて、こういう解釈になるんじゃないかと、そういう感じがするんで、そういうことでよろしいですか。

○衆議院議員(岡田正勝君) ここが一つの争点だと思ふんですが、私どもの修正案を出しました意思といふものは、現行法で立ち入り、検査、質問、それが全部できるんだ、大手を振つてやれるんだといふのであるならば、何で今度の政府原案のようになつたのか、立ち入り、検査、質問といふ文言に書き改められなければならなかつたのであろうかといふことであります。そこが争点でございます。

だから、それはできるという解釈がある、いや現行法ではそれはできませんよという解釈があるが、何と言つても憲法の精神を重んじなさいよといふ大前提があるといふことから、やっぱりそういう疑惑といひますか、そういう面倒くさい解釈の違いを取つ払つて、この法律で明文化しようといふ

いふねらいがあつたのではないかと、これを私どもは実は酌んでおりまして、これはいかぬ、これはやっぱり削除すべきだといふので、各党一致いたしましたして削除するということにしたのであります。

しかも「立入検査等」というその項目は「立入り」ということに改めまして、検査も切つてしまつた。そして、その中の項目は二項目でありまして、それで、まず第一にいわゆる報告、そして資料の提出を求めることができるということ、ここで歯どめをかけて、報告と資料の提出があつたことによつて、それを見ても問題がなければ立ち入りの行為に及ぶことはないじゃないかといふので、二項目にいわゆる警察職員の見込みを分限したといふ精神も、この法文を変えた文上の理由も、私どもの心配をそのままあらわして、セパレートして、資料として報告、それだけでとにかくやめなさい、そこから先立ち入りを許すといふようなことはむやみやたらにすべきじゃないといふこと、これは衆議院の段階におきまして、質疑討論の中でずつと平行線であつた問題でありませう。それなるがゆゑに我々が一番心配をして、ここにくだいほど附帯決議にまで盛り込んでくぎを刺した、こういうふうな私どもは考へております。

○衆議院議員(草野威君) 今岡田先生からお話あつたのでございませうが、この立ち入り権の問題につきましても、昭和二十三年以来立ち入り権についてどのような議論が行われてきたか、どのような解釈が地方行政委員会で行われてきたか、こういう点につきましても、私どもも若干調べてみました。その限りでは、先ほど警察庁から説明がございましたけれども、立ち入り、検査、質問、これらについて明確にできるという、そういうような答弁はなかつたように私は記憶しております。したがつて、今回法改正によりましてこれらの点を明文化した警察の意図というの、やはり

そこら辺のところを心配をされて、このように明文化をされたんじゃないか、このように我々は判断をいたしました。

そこで、問題になることは、確かに今までの立ち入り権についてもある程度のことではもちろんこれはできると思いますけれども、ただ職権乱用等によりまして本法に全然関係のない帳簿類まで検査するような、そういうことがあつてはならない、そういう意味を含めまして附帯決議の中に盛り込ませていただいた、こういうわけでございます。

○佐藤三吾君 両先生の説明はすごく明快にわかるんです。
警察庁、今の両先生の答弁のように、報告と提出がされれば一切立ち入りしないという前提で修正案ができておると、こういう理解でいいわけですね。

○政府委員(鈴木良一君) その前に若干補足をさせていただきたいと思えますけれども、この立ち入りにつきましては議論というのは確かに余り行われておりませんが、この法律ができた二十三年に政府側としては、立ち入りはどうかというものと、立ち入りをお答えをしているもの一つございまして、「立ち入りの意義であります、営業所の現場に臨みまして、行政上の目的をもって視察、検査することでありまして」という説明を二十三年の六月三日、衆議院治安及び地方制度委員会における間狩説明員、当時防犯課長でございますが、その説明で申し上げておるといことが一点ございます。あとは確かに余り立ち入りについて議論は行われておりませんことは間違いないでございます。一点だけちょっと追加をさせていただきます。

それから報告、資料の提出の問題ができる限り先行することが望ましいと私も考えております。それは、ただ報告、資料の提出が一切先行するということではないと私も考えておるわけでございまして、その点はこの附帯決議の十の1にございまして、「報告又は資料の提出によ

つてできる限り済ませるものとする」とも、「ここにこの思想が出ておる、こういうふうな考えでおるわけでございます。」「報告又は提出書類等については、法の趣旨に照らし必要最小限のものに限定すること」ということもつけ加わっております。報告または資料の提出の問題は、この十の1にあります解釈で私もはいくべきである、こういうふうな考えでおります。

○志吉裕君 ちよつと関連。
衆議院で御努力いただきました、今、岡田先生、草野先生のお話聞きますと、修正者の意図は大変明確にわかるわけです。法律ができませんと、これはまたこれでだれかがこいつを運用するわけで、そこでもたまたま解釈が行われる。その場合に我々は、岡田先生や草野先生から今お話がありましたように、修正者の意図が有権解釈だ。改正案そのものは政府がいろいろなことを考えて出したんでしょうけれども、それを直したわけですから、それはこういう意味だよとくどいほど言うて直したのでありますから、それはやっぱり修正者の意図がこれには有権解釈になる。これを警察庁が確認をすればよろしいんです。

ところが、確認するかどうかという、いや別に削られたも変わらぬのですということになりますと、何のために衆議院で修正したんだと言つて、修正した方は腹を立てますよ。そこところが割り切れないんで、今ほど、非常に明快に草野先生、岡田先生お話しになりましたが、それを有権解釈として受け取つていいんです、警察庁。

○政府委員(鈴木良一君) 先ほど申しましたような御趣旨いろいろ承りまして修正が行われたわけだと理解しておりますけれども、現行法の解釈の問題に結局なるわけでございます。

それは、要するに現行法に戻そうということでございます。それから、現行法の解釈がどういふものであるかというところは従来からの運用、判例——判例というものは余り出ておりませんけれども、そういうもの積み重ね、今後の司法的なチェックの問題というふうになつてくるわけでございます。

そういうもので今後運用されるべきものと、かように考えております。

○志吉裕君 修正者の御意思は、先ほど言われましたように、片や憲法三十五条もらみなながら、それと今さまざまな警察権限の拡大などということにも懸念をしながら政府が出したものを直したのだということを確認しておるわけです。それは、当然のことながら現行法にも若干あいまいなところがあるので、そのことも当然触れておるわけです。

だから、現行法に関する解釈が及んでおるとすれば憲法三十五条もららめということをやると言つておるわけですから、当然のことながら、「警察官」「警察職員」になつたり、「必要な限度にしておいて」という文字が入つたり、幾らか変わりましたね。文言は変わつていますが、三十七条を改めて読むときもやっぱり現行法と言つても、これは新しい条文なんだ。政府の改正案に対して新しい条文を衆議院でおつくりになつたその立法意図はこれだということを確認なさつたわけですから、それを有権解釈としてしなければだめですよ。その点どうですか。

○政府委員(鈴木良一君) 憲法三十五条のお話が出ましたけれども、私も現行法も改正法案も憲法三十五条の趣旨には反しないというふうなたびたび衆議院でもお答えを申し上げておるわけでございます。

この規定は原則として刑事手続について適用されますけれども、最高裁の判例によりまして、刑事手続に類似いたします行政手続にも適用され得るといふことは私も承知をいたしております。

最高裁の基準によりまして、次の条件を備える手続には適用されないということが明確になっております。それは、刑事責任追及の目的の手続でないこと、刑事責任追及のための資料収集に直接結びつく作用としての性質を一般的に有するものでないこと、それから強制の態様が間接強制であること、その四に、その行政目的達成の手段として不合理と言えないこと、こういうふうなことは適用されないという解釈が確立しておるわけでございます。

そういう形で私も改正案もお出しし、御検討もいただいております。その過程におきまして、特に帳簿等の関係におきまして、関係のない帳簿等について御懸念があるというようなことが出てまいりました。それでは私も現行法の解釈としてやれる形に戻していただきますということ、現行法の形に戻すわけでございます。

もちろん、現行法の形に戻りますと何も帳簿等の検査が自由にやれるとか、手を振つてやれるとか、そんなことを申し上げておるわけでは当然ないわけでございまして、この法律の施行に必要な限度において運用ができるというふうな解釈をいたしておるわけでございます。もちろんその運用には慎重にやつていかなければならぬわけでございまして、附帯決議等の御意見も踏まえまして、慎重に適正に運用してまいりたい、かように考えております。

○志吉裕君 どうもあなたごたごたごたごた言うが、結局あなたの言葉はけしからぬよ。そんな御意見もありましたので現行法のところに戻さないと言つておるが、戻したのはあなたじゃないんだ。衆議院がちゃんと直したんであつて、おたくの方が戻したのも何でもないんで、立法府の意思を明確にしたんだ。しかし、どうもあなたの言うことを聞いておると修正に異議ありという感じなんだ。まあ直されたようだが、おれの根柢変わらぬと、こう言つておる、さつきから。それじやだめなんだ、これはやっぱり修正の意図がちゃんと酌み取られた解釈を確立をしなければ、その点長官どうですか。

○政府委員(三井清君) 現行法でやつておることを今度の法案でもっと明確にしようというふうな考えはあつておりますが、これは、現在の法律は二十三年でありまして、最近の立法例ではそういう方向で処理されておるといふようなことも参考にしたわけであります。したがらしまして、私

たちの気持ちは、これによって新たに警察の権限がつけ加わるといふようなことは毛頭考えておられないわけでございます。

さつき憲法三十五条との関係でもお話がありましたけれども、ああいう規定は犯罪捜査のためのものではないというようなことはなくとも、憲法上当然のことなことです。しかし、こういう訓示規定が明確にあるということは、法律の実際の運用上、またそれは意味があるだろうと、こういうような最近の立法例に倣いまして明確にした、こういう性質のものでございまして、そういう意味におきましては、この修正の意味も、何か一歩前進したように受け取られるということでありましたから、前進しないんだと、こういう立場で御修正になつたと、こういうことで現行法の枠をもとと一歩も出ようという考えなしにつくつておる、法案では一応そういう成案で得たわけでありまして、私たちは、今保安部長が言いますように、警察権限には増減がないと、こういうふうにご意見を考へておるわけでございます。

○志吉裕君 あなたは増減がないと言つてだけれども、現行法にもいろいろな見方があるという岡田先生のお話でしたね。それらのことも含めてきちつと枠をかけてあるんですよという立法者の意図を表明しているのに、もともとふやそうとも減らそうとも考へたわけじゃありません、修正なさつても増減なし、改正案が通つても増減なし、現状においても増減なしと、これは一体どういふことなの。いろいろさわつたが増減なし、衆議院で半月もやつたが増減なし、そんなばかなことはない、これは、それはやっぱりそれなりに御議論をなさつて新しい条文を立法院が書いていただくから、その意思がそこには通うんじゃないですか。そうでなければ、それは私の方でも一度何かしなきゃならない。

○政府委員(三井脩君) 現在の法律に含まれていない意味をまた新たに明確にして、項を起こしたり条文を起こしたりというようなことで明確にするというふうなことは、立法技術も進んでまいりま

すから、三十年もたつて改正するわけでありまして、そういうことがあつていいと思つてございまして。したがって、現行条文が大変簡潔にできておりますので、疑念がないように念のため規定を明確に入れたと、こういうことでございまして、ただ、入れる入れないは法律の運用上は、単にこの法律さえ見れば、捜査の目的は何々と書いてあるわけですから、憲法を見なくてもこの法律を見ればいいと、こういうふうにあるわけですから、これ書いてあつた方がわかりやすいと、こういう立場で書いたわけでございますけれども、そんなものは憲法を見ればいいと、こういうことでございまして、内容がそのために警察官の権限がふえるというふうなことでございませぬと、我々はそういうふうにご意見を考へておるわけでございます。

○佐藤三吾君 今やりとり聞きましたが、結果的に警察庁は、現状の条文に戻したということに現状の解釈が成り立つんだと、こういうお考えのようですねけれども、これはさっきの発議者の先生方の意見は明確に違つて、現状の中においてもいろいろ問題があるから、それから憲法三十五条をにらんでこの際ひつきちつとさきやいかぬといふことで立法したんだ、こういう御意思が出されたわけですか。それを長官まで否定なさるようなことは、私はやっぱり許せないと思つて、立法院として、これはひとつこれから参議院の中でやりまされども、衆議院の立法意図についてはよくわかりました。その意見を体して参議院でもひとつこれから審議してまいりたいと思つて、この問題はどの程度でとどめます。どうもあ

りがどうございまして。そこで長官、今いろいろやりとりありました。この問題はやっぱり極めてこの法案の中で重大な意味を持つておるだけに、現状に戻したといふことで現状の解釈が成り立つていくことにはならぬと思つて、約一カ月有余にわたつてこの問題を現状を含めて議論しておるわけですから、その結果、附帯決議の中にも言つておられますように、書類の報告をまずやりなさい、そしてそれができたところについては立ち入りをして、これがこの立法院の意図だといふことはきちんと踏まえていかなくやならぬと思つておる。その辺についてはあなたの方は、そうではない、現行法に戻つたのだから現行法の今までの解釈でいくんだと、こういうことでやつておられますが、もう一度この問題について長官の立法院を軽視するような発言というのは、僕は許されぬと思つて、法律の施行は確かにあなたの方たちですけれども、つるはれは立法院なんだ。その立法院の意図が明確に示されておるのに対して、それを事実上否定するような態度は私は許されぬと思つて、いかがですか。

○政府委員(三井脩君) 法律の解釈運用につきましては、私たちは厳正に誤りを期するといふ態度で臨むわけでありまして、殊に警察は捜査権を持つておりますから、これはまた罰則にもかかわつてくるというふうなことが警察業務の中では多々あるわけでありまして、我々は法律の運用は厳正に行つたいといふのが基本的態度でございます。そういう意味におきまして、この法律につきましても、この法律の意味、内容を正しく厳正に解釈をして適用する、こういうことでございまして、解釈運用はそういうことでございまして、その内容を通じていろいろ御意見を述べられておりますので、私たちはこれは正しく運営の上で反映していきたい、こういうふうにご意見を考へておるわけでございます。

○佐藤三吾君 その厳正に解釈するといふ中身は、立法院の修正をした意図、そして内容について先ほど三名の先生からきちつと説明なさつたわけですが、それを基本に置いて進めると、こういうことでもいいんでしよう。

○政府委員(三井脩君) その結果、修正されてきた法律——この場合法案ですが、法律としてでき上がったといたしますと、その法律を全体として見まして、その法律の体系というものがあつたわけですから、その法律の体系に則した個々の条文の解釈運用と、こういうことになつてございまして、もちろん立法者の意図というものは十分参酌はいたしますけれども、そのことが具体的な適用の問題としてどうなるかといふことは、この法律の体系といふものを基準に判断をする、こういうことになつてございまして、その結果、それが正しい解釈であるのかどうかといふことは、最終的には裁判所が判断をする、こういうことになつて建前かと思つて、誤りの私たちは十分論議の経過も踏まえて、誤りのないようにはこれはやつていきたい、こういうふうにご意見を考へます。

○佐藤三吾君 それは長官、立法の意図といふよりも、この問題の場合は修正の意図ですね。修正の意図、その経緯を踏まえて厳正に解釈をしてやつていくというのが、これがやっぱりあなたの基本的な立場でないかと、これは院に対する挑戦と私には受けとめざるを得ぬです。法律は立法院がつくるわけですから、それで、その立法院の中で、あなたたちが出した中でそれはいいか、これはどう修正しないかといふことで修正したわけでしょう。その修正者が今ここに来て言つておるに、こういう意図で修正したと、言つておるわけですか。こういう附帯決議も含めてきちつとされた、こう言つておるわけですか。その中身は何も現状に戻したといふんじゃないんです。この意味は、新たに現状の中におけるいろいろな検査に期待するとかそういう実態等を踏まえて、それを憲法三十五条の基本に立つて修正したんだと、こう言つておるわけなんです。それをあなたがその場で聞いておつて否定するようなことは許されぬと思つて、あなたがそれをきちつと守つていくの

が長官としての任務でしょう。どうですか。

○政府委員(三井情君) 法律の解釈につきましても、もう法律に則して間違いないようにやっていく、その間違いないように解釈していく中で、立法院での論議というものも大変意味を持つておると思えますけれども、最終的には法律を適用するという立場に立ちまして、法律の解釈運用が裁判所に行つても間違いだと言われることのないような運用をしてまいるといふふうに考えております。

○佐藤三吾君 僕は、後の問題とも関連しますが、その警察の態度、どうも解せないのは、例えば下位法令の問題にしてもそうですけども、後でまたこれはやりますが、衆議院に出した内容は電報文みたいなものですね。それが参議院になつたらごうと中身を詳しく出してくる、こういうやり方もこれは後で問題にしますが、いずれにしても、なぜそれならそれで、修正したときに、今の立法ができたときに、いや、このことによつて現状と変わらぬよとはつきりしないんですか。それならこんな修正なんて無意味じゃないですか。だから私は、きょうここに修正者と呼んだ。そして、修正者が一番どういう意味で修正したのかということを知つておるわけだから、この修正の経緯を含めてお聞きしたわけですよ。そうしたら明確になつた。明確になつたら、それを体して法律運用に当たるのがあなたの言う厳正な解釈ということになるんじゃないですか。それを無視することになれば、これは立法院で何ば議論してもしょうがないじゃないですか。長官がそんなことを言うことになるとこれは大変な問題ですよ。もつとやっぱりそこら辺は、あなたが冒頭に言つておるように、真摯な態度で立法の修正の趣旨を受けとめて、それに則して解釈をし、運用をしていく、施行していくと、こういう態度はきちつとしたいです。

○政府委員(三井情君) 法律の解釈運用につきましても、これを厳正に運用するということはもう常々我々が堅持しておるところでございます。

また修正に對してもこれを真摯に受けとめるというところもそのとおりでございます。その結果、今度の問題は、でき上がった法律の解釈運用、こういう問題に帰するのではないかと、こういうふうに思っていますので、解釈運用が批判を受けられないように、間違つておると言われることのないように、十分に解釈は厳正にしてやっていきたいと、こういうふうな考えです。

○佐藤三吾君 長々と申すことはないんです。今言った修正者の趣旨、内容を施行に当たつてできるかどうかと聞いているわけですよ。○政府委員(三井情君) この修正は、修正の先ほど御説明がありました。趣旨説明にも、この問題については現行法に比べて範囲が拡大するのではないかとこの趣旨があるためにこれを直したと、こういうふうな趣旨説明も説明をされておるわけでございますが、私たちは、現行法を出ない、こういうふうな立場で、ただ念のために明確にしよう、こういうふうな趣旨でございまして、その疑念の中身というものにつきましてはそういう御心配のないようにやっていきます。すといふことを申し上げておるわけでございますけれども、それだけで足りないと、条文の形にあらわすということが大切であるという趣旨でございまして、そういう疑念が持たれたということについては、十分にこれを運用の上で生かしてまいりたいというふうに考えます。

○佐藤三吾君 これは私はやっぱり重大な問題だと思ふんです。立法院はいろいろな趣旨を持ち、そして議論をして修正をまとめて、こういう解釈でやられたんでは修正の意味は全くない。もしくは立法の意味が全くない。こゝろは、私はもう許せぬと思ふんだけれども、大臣、いかがですか。

○国務大臣(田川誠一君) 政府の提出をいたした原案につきましても衆議院の方で、営業者の営業の自由、少年の健全な育成、こういうようなこと

とを配慮をされて必要な修正が加えられたわけでございますから、私もはこういう点を十分理解をして、これから対処していかなきやならぬと思つております。

それから、附帯決議につきましても、先ほど来修正の提案者が述べられましたように、いろいろな懸念もございまして、そういうことで非常に詳しく附帯条件が書かれておりますが、その趣旨も十分踏まえて、これからこの法案が成立をいたしました際には厳正な運用がなされるようにやってまいりたい、このように思つております。

○佐藤三吾君 私は、今大臣から御答弁いただきましたが、警察庁長官のさっきの態度では、この問題をどんなに審議したつて警察流に解釈するということが主張なんですから、法律を審議しても意味はないというふうに思つておつたんですが、今大臣からそういう回答がございましたが、大臣の回答のように長官は――実務をやるのは長官の方ですから、きちつと守れますか。

○政府委員(三井情君) 十分審議の経過は頭に入つて我々は運用に努めてまいりたいと思つております。○佐藤三吾君 この修正条文の解釈についてもそういうことでよろしゅうございませうか。

○政府委員(三井情君) 具体的な解釈の問題は、先ほど申上げておられますように、これはこの法律そのものの解釈と、こういうようなこととございまして、法律そのものの解釈が客観的に見て正しいものであるかどうかという立場で厳正に解釈運用をしますと、こういうこととございませうか。

○佐藤三吾君 鈴木さん、あなたは不服そうな顔して居るけれども、どうなの。

○政府委員(鈴木良一君) 長官が申し上げたとおりでございます。

○佐藤三吾君 はつきり、きちつと言いなさい。

○政府委員(鈴木良一君) 長官が申し上げたとおりでございます。

○佐藤三吾君 ひとつ大臣、長官、鈴木さんも、きちつと言つたわけだから、この問題については衆議院の修正の経緯、それから立案に当たつての発議者の意図、こういうものが先ほど説明されましたように、まず報告、資料の提出、これを求める、それができればもう立ち入りはしない、こういうことを踏まえて今後統一解釈をしていく――一項に書いてあるじゃないですか。(発言する者あり)

○委員長(大河原太一郎君) 静粛に願います。

○佐藤三吾君 一項に書いてあるじゃないですか、ちゃんと「報告又は資料の提出によつてできる限り済ませるものとする」と、こうなっているわけだから、この趣旨をきちつと理解してやっていくということを確認できた私は思ふんですが、そういうことで進んでよろしゅうございませうか。

○政府委員(鈴木良一君) この附帯決議にありませんように、「報告又は資料の提出によつてできる限り済ませるものとする」ということで運用してまいりたいと思つております。

○佐藤三吾君 もう午前中はこゝろであれしませうか。

○委員長(大河原太一郎君) 時間いっぱいひとましまし。

○佐藤三吾君 それなら、ひとつ下位法令でもいさませう。

この法案の特徴は、下位法令ということで委任が非常に多いんですね。衆議院段階のときには、私どもの方に提出いただいたのは見込み規定が五十四、様式が省略でございましたが二十三、こういう内容であつたわけですね。ところが、参議院の審議に当たりました、もう一遍また警察庁が配

った内容を見ますと八十二もある。これは第一にどういふことなのか。衆議院段階と違つたというよりも、さらに拡大して配つてきておるわけですが、私は院の軽視にもつながらる感じがするんですが、どういふ意味か。これが第一点。

それから、それらの内容を見るに、これには罰則が伴つておるからきつて重要事項で、本来この本文の中に入らなきやならぬ問題がたゞさん委任事項になつてきておる。罪刑法定主義の観点からいつても非常に問題だと思ふんですが、この点についてどういふ御見解なのか。これはやはり衆議院の附帯決議を見ても、そこら辺の不安を隠し切れない内容になつていますね。そういうことを含めてひとつ御答弁いただきたいと思ふんです。

○政府委員(鈴木良一君) 下位法令の關係につきましても衆議院段階でいろいろ御議論ございました。なるべく早く結めるべきだといふような御意見も賜りまして、また参議院段階で御検討いただく場合に、私どもも御審議を受けながら並行していろいろ詰めてきたわけでございます。そういうことで、現時点で詰まっていますものはできる限りお話しした方がいいんではないかということで、そういう点を踏まえまして資料を提出させていただきましたというところでございます。

それから下位法令でございますけれども、これは当然のことながら、法律の委任の範囲内で技術的、細目的なものを定めさせていただくというものでございまして、これは決して罪刑法定主義に反するものではない。こういうふうな形で技術的、細目的な事項を下位法令にゆだねるという例は多く他の法令にもあるわけでありまして。

○佐藤三吾君 これは条例をかなり取り込んだ部分もございまして、そういう条例にかかわる部分については私はわからぬでもない。しかし、政令であるとか国家公安規則に類する中で本文に取り上げられるべき内容が下位法令にいつている部分もたくさんある。

そこで、今答弁もつてないんですが、衆議院

の審議の際に出した下位法令見込み事項と参議院の審議に当たつて出した見込み事項がどういふふうな違つてくるのはどういふ経緯ですか、同じ法案で。

○政府委員(鈴木良一君) 私ども御審議をいたたきながらできる限り詰めていこうというところで並行して作業を進めておるわけでございます。なるべく詳しく方が御審議をさせていただくのに役立つだろうということでもとめたわけでございます。内容といたしましては詳しくなつておる部分があるかと思ひます。また、手続的な部分もできる限り、その後衆議院段階の検討も踏まえまして、詰めてまいりましたので、手続的な点でもお出しできるものはお出ししようという形で鋭意詰めたという内容のものでございます。

○佐藤三吾君 一つ衆議院ではおかしじやないか、これはどうだと、こうやられると、またそれをぞろぞろとつづける、そういう格好で出てきておる。これを見るに、など、など、などに皆なつておるわけですね。ちゃんと出てこれるようになっておるわけですね。言われれば言われただけ出してくると、こういう仕組みになつておるわけですね、これを見るに。

私は、ここでひとつ委員長にも要求しておきたいと思ひますが、「など」じゃなくて、下位法令の見込みじゃなくて、きちつとした成文をひとつ出してもらいたい。そうしないと、またこれは立法院の審議、法案が通つた後で、「など」だからというのでつづけたら、これはたまたまのものじゃない。そういうふうな思ふに、これひとつぜひ理事会で検討してもらいたい。

○委員長(大河原一朗君) 佐藤君の御要求については、理事会で御相談申し上げます。

○佐藤三吾君 そのこと、もう一つあるんですが、私がなぜそういうことを言うかといひますと、立法過程を通じて警察庁が各省庁その他関係業界と話を詰めておられます。その中で、例えば覚書を結んだり協定事項をきつと決めたり、こういう内容がたたくさんございます。そういう覚書や内容、

これもこの審議の場に出ない。それと、この見込み事項を見ると、これはもう大分違う部分がたくさん出てきておる。ですから、そこら辺が私は疑義を持っておるわけですね、きょうは建設、通産、厚生、各省庁来ておると思ふんですが、その経過と内容、覚書、こういった問題についてお聞きしたいと思ふんですが、いかがですか。まず通産からいひましょうか。

○説明員(磯部正義君) お答えいたします。

今回法案につきまして、通産省といたしましては、大きく分けまして次の三点につきまして御相談申し上げております。

一つは、規制の対象となるゲームセンターの範囲につきまして、例えばスーパー等の大規模小売店のどこに設置されますゲームコーナー、こういったものをどこまで対象とすべきかどうかといったところを一つでございます。

それから第二点目がパチンコの機械のいわゆる型式認定につきまして、メーカーに過重の負担とならないように必要最小限の範囲内における手続等を定めていただきたい、こういった点が第二点でございます。

それから第三点がいわゆるポルノ映画館の規制関係でございますけれども、御案内のとおり、業界内におきます自主規制が進んでおりますので、自主規制の動向を見守つていただきたいということと御相談を申し上げた経緯がございます。

以上、大体三点でございます。

○佐藤三吾君 通産省はその三点にわたつては覚書を持っておりますか。

○説明員(磯部正義君) はい、覚書は取り交わしております。

○佐藤三吾君 覚書があるかないか、建設省、ちよつと申すところ、通産はわかりました。

○説明員(鈴木政徳君) 建設省におきましても、通産省が行つたのと同じように、やはり法案の作成の過程におきましては、いろいろ関係所管行政との絡みもございまして、いろいろ事務的なことを了解いたしましたして、文章にして、覚書という

形にして残しております。

○佐藤三吾君 もう一つ、厚生省。

○説明員(瀬田公和君) お答えいたします。

今回の法律の改正によりまして、環境衛生関係の営業の大部分、ほぼ百七十万施設ぐらゐに当たると思ひますが、その大きな飲食店等がこの法律改正を受けることによりまして影響を受けることになりまして、これらの営業の、経営の特徴というものが、先生御承知のように非常に経営規模が零細でございまして、したがつて経営の基盤が不安定であるといふふうなこともございまして、環境衛生同業組合といふものを中心といたしまして、この法律改正に非常に強い不安の表明があつたといふことは事実でございます。

厚生省といひましては、法律の改正によりまして取り締まり強化の必要性といふものについては十分認めておるわけでございますけれども、また同時に、警察の規制といふものが健全な営業を行つております環境衛生関係営業に必要以上に強化されないようにといふことを考えまして、警察庁と話し合いをする必要があるといふふうな考えで話し合いをしたわけでございます。

こういうふうな考え方に立ちまして、法案協議の段階におきましては、社会的に容認されたい、規制する必要性といふものが客観的に認められるような営業といふものを明確にすることに重点を置きました話し合いを行いました。

一つとしては、接待といふものをどういふふうなにか考へるかという問題。それから、一般旅館とそれからいわゆる同伴旅館といふものをどういふふうな明確に定義をするか。またさらに、深夜飲食店の届け出対象の範囲といふものをどういふふうな限定するかというふうな問題につきまして、重点的に警察庁と協議を行つたわけでございます。それぞれ、提出されております法律案に明記されているような形で警察庁と合意に達したわけでございます。

これらの規制の対象となる営業といふものは、法令上の形式上の観点からは、政令とかまたは国

家公安委員会規則というふうなものに明確な定義が委任されている部分が、先生おっしゃるようには非常に多いわけでございますけれども、政令または規則というものの制定の時点において再度十分な厚生省との協議をお願いしたいということ、事務的取扱文書のようなものをつくらせていた以上でございます。

○佐藤三吾君 時間も来ていますから、午後にはまたやりたいと思いますが、今出されただけでも三省に覚書があるようでございますし、そのほかの省庁ともあるんじゃないか、また業界ともあるんじゃないかと思いますが、これらの覚書協定をこの委員会に直ちにひとつ提出してもらいたい。そうしなければ審議ができないというふうな感じがしますので、それをひとつ要求しておきます。

○委員長(大河原太一郎君) 本件の取り扱いはつきましても理事会で協議いたします。

午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後零時七分休憩

午後一時二十七分開会

○委員長(大河原太一郎君) ただいまから地方行政委員会を再開いたします。

風俗営業等取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長からお尋ねいたします。

午前中の佐藤委員の御質疑中、佐藤委員から下位法令のさらに具体化した内容の提出と、それから立法過程における関係省庁間におけるいわゆる覚書と申しますか、了解事項等についての資料の提出方の要求がございましたが、それについて関係省庁の提出方についての御意見を求めたいと思

ことが考えられるものをお出ししたものでございまして、現時点ではこれ以上詳しいものというものは難しいというふうな考えでございます。

○委員長(大河原太一郎君) それから、了解事項等については、午前中は通商産業省、建設省、厚生省、三省の関係の資料要求等が質疑の過程であったわけでございますが、どうですか、通商産業省。

○説明員(綾部正義君) 覚書につきましては、覚書と申しますのは法案作成過程におきます省庁間の折衝の結果を取りまとめたものと了解しております。したがって、政府提出法案の場合には最終法案の中にその結果が盛り込まれており、出筋合意はないと考えております。したがって、本省としましてはお出しできないというふうな考えでございます。

○委員長(大河原太一郎君) 建設省。

○説明員(鈴木政徳君) 法案をつくる過程におきまして、各省それぞれいろいろ調整事項がございます。これはあくまでも過程でございます。その結果は法案という形で文字になりました。国会に提出されておられるわけでございます。中身は法案の中に盛り込まれておられるというふうな解釈しておりますので、私どもといたしましては、誤解を招くおそれのあるということから、提出はできないという考えでございます。

○委員長(大河原太一郎君) 厚生省。

○説明員(瀬田公和君) お答えいたします。法律改正が行われた場合におきまして、法律の施行事務というのをスムーズに行うために、私たちと警察庁との間で、各段階を追っての話し合い等のスケジュールを約束しておられることは事実でございますけれども、これらの事務的な約束事というのは、政令または規則または通知というふうなもので順を追って、すべて一定の手続のもとに公表されるという性格のものでございまして、今なお中途中のものでございますので、私たちがいたしましたのは御提出することはできないというふうな考えでございます。

○委員長(大河原太一郎君) わかりました。速記をとめて。

(午後一時三十分速記中止)

(午後二時十六分速記開始)

○委員長(大河原太一郎君) 速記を起こして。

委員長から申し上げます。

佐藤委員の資料要求の趣旨を体して、可及的速やかに資料の提出を求めます。

(速記中止)

○委員長(大河原太一郎君) 速記を起こして。

質疑を行います。

○中野明君 佐藤先生が要求しておられる資料、私も参考にしたいと思いますが、資料が時間がかかるというような心配でございますので、私なりに質問をさせていただきたいと思っております。

本題に入る前に、けさほど来やはり御意見が出ておりました、警察庁長官に対して手紙のような形式で松橋という人から内部告発と見られるような文書が出ておられます。本来、これらは公に印刷物として市販されるということ自体、僕は問題だと思っておりますけれども、出てしまっている以上は、世間もかなり関心を持って見ているようでござい

ます。十二日のこの当委員会における一般質問の中でもこの問題がかなり議論されておりました。

(委員長退席、理事真鍋賢二君着席)

いろいろ推測の域を出ないか、あるいは本人の思い過ごし等もあるというふうな警察側の意見も出ておりました。きょうは三井長官おいででございますので、最初この問題について、私どもはなぜ今こういふ文書がというふうな形式になっておりますが、長官に対する手紙のような形式になっておりますので、長官としての所見を述べていただきたらいい、このように思っています。

○政府委員(三井清君) 警察が適切にその業務を遂行するというのは当然のことでございます。これに対していろいろの批判につきましては謙虚に耳を傾けていかなきゃならないというふうに考えるわけですが、今回の松橋著書は警察に職を奉じた者がいろいろの問題提起をしておるということでありまして、私たちとしては大きな関心を持つわけでございますが、ただ、あの中に書かれておりますことにつきましては、本人の性格といえますか境遇といえますか、いろいろの特殊な事情、個別な事情等もありまして、大変的外れであるというふうな点も多いわけでございます。そういう意味におきまして、この問題にはこのように態度で臨みたいと思っております。この問題にはこの著書に限らず、警察に対する批判というふうなものは謙虚に受けとめて、改めるべきところは改めるといふ姿勢でございます。

○中野明君 特に、御承知のように最近、警察職員の方の不祥事件が絶えないということ、我々も心配をいたしまして、十二日の委員会審議で、大臣も出席していただいている議論をしたわけですが、ゆうべの夕刊にも、ごらんになったと思いますが、これもまた盛岡で刑事課長さんですか、飲酒運転をして民家へ飛び込んだ。それも、何か伝えられるところによりまして、

(理事真鍋賢二君退席、委員長着席)

網紀肅正などで話し合う会合、県下の刑事課長会議の済んだ後で何軒かお酒を飲んで、夜中にこんな事件を起こしているという事ですから、ここまですると私どもも、本当に何のためにそういう網紀肅正ということで真剣になって議論をしてい

るのか、ただ上のそらで聞いているだけであつて、何の効果もないんじゃないかという心配を持つわけですが、一連の事件に関しまして、今までのとおりと同じことを情性で行っておつたのでは、どうしようもないんじゃないかという心配をして

いるわけですが、この際、通達とかそういうものでやられてはいることはもちろんでございますけれども、

ども、従前と同じ方式でやっておったのではもうどうしようもないという現状に警察自体が立ち至っているんじゃないか。大多数の人はまじめにやっておられるにしても、そういう人がかなりの立場の人で次々出てくるということになると、先ほどのお話にも関連しますけれども、警察に対する不信、こういうものがますます募つてきて、私も今回の風俗営業等取締法の改正、題名が変わりましたが、こういう一つの取り締まりをするに当たりまして、一番根幹になつてくる警察に対する一般市民の信頼と協力ということがすべてとなれば、ただ一方的に取り締まるだけで効果が上がらぬものではないと思ひますので、何かこういうことを契機にして、新しい倫理の教育といひますか、新しい何か施策をされる必要があるんじゃないかと、このような気もいたすんですが、長官として何かお考えがございましたらお答えいた

○政府委員(三井情書) 警察がその任務を果たすために一般の御協力が必要であり、またその国民の信頼がなければ十分その任務を果たし得ないといふことは、もう我々は常々考へておることでございまして、今回の飲酒運転というは警部と署の課長、幹部であります。これは幹部に限らず、一人一人の警察官みんなが飲酒運転がいかにぬといふことは十分心得ておるところでございまして、本件こういうふうになつたといふことはまことに残念であると思ひます。

私はこういうわかり切つたことをやる、わかり切つた非行を犯すという者に対しては、これは厳重に処罰する以外にない、こう考へるわけでありまして、本件につきましても本日、懲戒免職処分をしたという報告を受けておりますが、つまり警察官としてなすべきこと、なしてはならないことといふのははっきりしておるわけでありまして、信賞必罰で措置をしていく。ただ、こういうことが日ごろ十分腹の中に入つていく、浸透していくといふためにいろいろの施策を実施しておるわけでありまして、その施策を精力的に、こうい

う事案にかんがみてさらに推進をしていくということでも努めてまいりたいと思つてござい

○中野明君 我々政治家も、大多数の政治家の皆さん方はまじめに一生懸命努力しておられるが、特定の一部の人が変な事件を起こしたそのことについて大変な不信を受けているわけだ。それで国会の中にも衆参でいわゆる政治倫理協議会をつくらせて、今精力的に、今後そういうことの絶対起これども、きのうのこの事件なんかも、そういうことを起こしやいないなといういわゆる綱紀肅正の誓いの会のような伝えられ方をしております。だから、そういうことをやつて、すぐその後でそんなことが起こつてくるというところは一体どうなつていられるだろうかということもだれしも思

うわけです。ですから、そういうことについて、今までと同じような教育と言へば語弊がありますが、今までと同じような方式をとつておつたのでは、また同じ問題が起つてくるんじゃないか。ただ悪いことをした人を首さえ切れればよろしいといふことも、それは信賞必罰で大事でしようけれども、それとともに、こういうことが起つてきたために、従前とつておつた施策以外に何か新しい方式をとつていかないと、体質的にどうか、構造的にそんな人が生まれやすいようなそういう環境になつていられるんじゃないかといふふうに私たちは心配するわけですが、何か新しいことを、こういうことをやつてみたらどうかといふようなことはお考えになつてないんでしょうか、どうでしょうか。

○政府委員(三井情書) 警察官が職責の自覚に基づいて、なすべきこと、なしてはいけないことといふことを十分腹の中に入れていこうといふことを日常にそういふことを努める、こういうことは一番大事だと思つておるわけですが、そのほか、個別に起つた事案の内容に応じて、我々は打つべき各論的な方法があるかどうかということも検討して対策を講ずるといふことが大事だと思つ

わけです。本件の場合について言いますと、この会合の後で酒を飲み、かつこれをはしごしたといふところに問題があると思つておられる、この詳細はさらに検討をしながらと思ひますけれども、この人は酒を飲む前は、飲んで運転しやいかぬといふことは十分わかつておつたと思つておる。酒を飲んだらそれを忘れたと、こういうこと、こういうふうなふうになさやならぬのじゃないかと思ひますが、そうなりますと、酒飲んで

そういふくせの悪い人を分類して、この人には酒飲ましやいないなというレッテルを張つて内部で監督する、指導する、こういうことになるわけですが、その前に本人が自覚をして、自分はそのうけがあるという者はみんなが酒飲むときでも自分は水で済ませるといふように努力をしてもらふ、周囲の者がそれを懲罰するといふように努めるのもこの事案については一つの策ではないかと、こう思つておるわけですが、大の大人でありますから、殊に重要な職責を持つて、これは公務中みたいなものでありますから、会議の直後といふことでありますから、少なくとも公務中にそういうことにならないように、今のようないくように進めてまいりたい、そういう方法を研究したいと思ひます。

○中野明君 それで、警察協会というのがあるんですが、先日三十周年に行かしてもらったときに、副会長さんですか、ごあいさつをなさつておつた中で、この協会はやはり警察官の識見を高めることに一つの大きな役割を持つておるんだといふ意味のお話もしておられたようなんですが、こういう内部だけで上から伝達、教育をするといふことも必要かもしれません、こういう警察協会というような役割をもつと目的に照らして、しっかりと運動してもらふといふんですか、そういうことはお考えにならないものだろうかと思つておるんですが、警察協会の役目と、そして今後こういうものを

をもつと活用されたらどうかという気がするんですが、その辺……

○政府委員(太田壽郎君) 警察協会は明治四十四年に財団法人として設立されて、国民と警察のかけ橋といふような活動を行つて、社会、公共の安全と秩序の維持に資するといふようなことを目的としておるわけでございます。

そういう関連で、例えば犯人逮捕、人命救助等に当たつて災害を受けた民間の方、殉職あるいは受傷した警察職員やその遺族といふものに対する救済援護活動等も行つておられますが、それとともに、御指摘のような警察官の識見を高める教育訓練援助事業といふものも従来から行つておるわけでございます。ただ、従来から行つておるものは、比較的基礎的なといひますか、例えば警察学校の各種の教養文庫の整備拡充とか、それから各種の機関誌コンクールとか視聴覚の教材のコンクールとか、それから柔剣道、逮捕術、拳銃あるいは白バイなんかの技術向上のための訓練とか競技大会の援助あるいは奨励といふようなことが中心になつてきておられますけれども、ただいまお話しのようにならぬ警察官の識見を高めるといひますか、人間性を豊かにするといふような活動には非常にふさわしい面も持つておるわけでございます。こういう面についてさらに充実してまいりたいといふふうに考へております。

○中野明君 それでは、先ほどの佐藤委員の懸案になつておる問題にも関係するわけですが、私も最近特にそういうことを強く感じるんですが、これは、国務大臣でもありますし、また国会議員でもあります田川さんにも聞いてもらいたいんです。

最近の法律をずつと見ていますと、どうも政令、省令、これに委任する事項が非常に多くなつてきたように感じますし、しかも政令、省令に委任するに当たりまして、委員会の審議でいろいろ、警察に限らぬんですが、質問してみますと、この法律ができて上がつてから具体的に政令あるい

うに、そういうふうな人たちが努力をしていただ
くならば、いわゆる直罰規定というふうなもの
外して臨もうというふうなスタンスでつくつてお
るものでございまして、決していわゆる風俗営業
というものの規制を強化したというふうには、私
どもは全く考えてないわけでございます。

○中野明君 今御説明になったところはそうなん
ですが、けさほど衆議院の先生方もわざわざ来
ていただいて修正の問題について議論がありまし
た。結局警察権の権限の拡大につながるのじゃな
いかということをお心配していろいろ修正がなされ
て、その一番大事なところは立入権のところだつ
たように私も思います。そういうことがあるもの
ですから、あえて申し上げておきます。

後ほど逐条的に触れていきたいと思います。が、
パチンコとかマージャンとか、そういう種類のと
ころにまで影響が及んでくるということ、当初
は業界の人たちも余り知らなかったように私聞い
ておりますけれども、要するに性犯罪を特に重点
に置いた改正だからということ、割合に自分た
ちには直接関係がないんだという理解を持ってお
られたようですが、審議に入ってみて法律をよく
見ると、これはこれは大変だ、おれたちでも大変
な制約が出てくるのじゃないかということ、い
ろいろと各方面で意見が出てくるということであ
りますので、そういう点、私もこの趣旨説明を見
せていただいて、提案の趣旨説明を見る限りにお
いては、やはり今言っているように、少年の非行
の増大と、そしてあからさまに性を売った物に
した産業が急激に出てきた、今までの法律ではどう
しようもなくなつたので、それを何とかしたいと、
こういうふうにしなくてはならないです。ところが
中野明君、かなり変わつてきておられるというこ
とでありますから、やはりそういうことを提案の
説明の中ではある程度うたわれておいた方がよか
ったのじゃないかという気もするんです。そうし
ないと、何かこういう改正に便乗して権限を拡大
するのじゃないかというふうな、そういう意見が
出てくるという背景にはそういうこともあるんじ

やないだらうかと、そういうことでございませ
う。我々もけさの修正者のお話にもありましたよ
うに、警察権限というものをこれはやたらに拡大す
るものでないという考え方は基本的に持つてお
ります。しかしながら、必要な取り締まりはし
てやらなければならぬ、これは当然のことござ
いまして、決してやみくもに絶対いけないう
まよな、そういうかたくなな考え方は持つてお
りませぬけれども、こういうふうなやり方で改正
のねらいと違つたところまで権限が拡大してく
ると、そういう不安はやはり持たさない方がい
いんじゃないか。そういう意味で、もつと提案の
趣旨説明の中でわかりやすくおっしゃるべきじや
なかつたかなという気がしますが、その辺は
どうでしょう。

○政府委員(鈴木良一君) 私どもの方は、先ほど
申しましたように、風俗営業は現在は許可営業で
ございまして、これにつきましては先ほど言いま
したような、取り締まりというスタンスじゃなく
て、自主的な健全化を図つていただくという形
で、自主的であるという形、一部規定は整備をい
たしてございまして、それが私どもは、警察
権限を強化したりあるいはこの際監督を特別に強
めたりというふうな形で取り組んだものでは一切
ないわけでございます。そういうことで、規定を
整備をするという形で書いてあるわけございま
す。

例えば風俗営業に関する規定の整備のところの
提案理由のところどういうふうに書いてござい
ますもの、なるほど人的な問題、そういうものを
取り上げますと、一部その点が整備されたとい
うところもあるわけでございますけれども、大筋に
おきましては私どもは現行法にのつとて規定の
整備をしたというところでございまして、先ほどお
話に出した立ち入りの問題につきましても、近時
の立法例にならないうち、現行法と同じスタンス
で実は規定を整備をして提案申し上げたらという
経過もあるわけでございます。そういうこと
で、私どもはこれが特に、今申しましたように、

風俗営業に對して規制を強化したという気持
ちはさらさらないというふうな御理解を賜りたい
と思ひます。

○中野明君 それじゃ後ほどお尋ねしていきま
す。余り前よりも強化になったところはなるたけ
現状に戻された方がいいんじゃないかという気も
いたします。

○政府委員(鈴木良一君) この風俗に關します
業に關する規制は、戦前は各都道府県の警察の庁
府令によつて行われておりました。それにより
まして、風俗上の観点あるいは少年の観点から指
導取り締まりというものが行われていたわけでご
ざいます。戦後、その庁府令というものが廃止
されることになりました。やはりこれらの営業に
つきまして規制する必要があるということから、
昭和二十三年に風俗営業取締法が制定されたとい
う経過でございます。

その後、大小十二回の改正が行われております
が、その主なものについて若干御説明申しま
す。一つは三十四年の改正でございますが、三十
四年の改正で一条の風俗営業の中に五号と六号が
追加になりました。これは、五号の方は低照度飲
食店と言われているいわゆる暗い飲食店、それか
ら六号の關係は区画席飲食店、要するに場所を区
切つて営業するようないわゆる同伴喫茶等が問題
になつたわけでございますが、そういう区画席飲
食店、こういうものがやはり少年問題で大変問題
になつたということの二つがつけ加わりました。
さらに深夜飲食店につきましても大変問題だ
というので規制の対象に加えられた。

昭和三十二年に風俗営業取締法が制定されたとい
う経過でございます。

店が加えられたということもありまして、題名が
風俗営業取締法から風俗営業取締法ということ
に改正された。これが戦後の大きな改正の一つで
ございませう。

それから、三十九年に少年非行がこのときは戦
後第二のピークになつたわけでございますが、こ
のときにやはり非常に少年問題、特に深夜飲食店
との兼ね合いが問題になりまして、深夜飲食店に
つきまして年少者に対する禁止行為等の問題とい
うものがいろいろ定められた、こういうふうな経
緯がございませう。

それから、昭和四十一年にいわゆる個室付浴場
業というもの、これはいわゆる地域の禁止規制
というものと行政処分ができるという規定を置く
ことにする。それから、興行場営業につきま
して営業停止ができるという形の規定が、これは議員
立法で御検討されて改正に加えられた。こ
ういうものでございませう。

さらに、四十七年にモーターが大変問題になり
まして、やはりこの清浄な風俗環境を保持するた
めにモーターについての地域規制の規定が置かれ
た。

○中野明君 それで、これまで風俗法が対象とし
てきた分野と本改正案がねらうとする分野に基本
的な違いがあるのかどうか。あればどういふ点が
違つておるかということをお説明してもらいたい。
○政府委員(鈴木良一君) 現行法の対象と改正法
の対象、大筋におきましては、仕組みの上では違
いはないというふうな考え方をしております。
今度の改正案では、いわゆる風俗営業というも
のにゲームセンターというものを加えていこうと
いうことが一つあるわけでございます。これは当
然、賭博の問題、少年のたまり場の問題というこ
とがありまして、健全に発達する必要があるだろ
うという形で加えられたものでございませう。
それから、風俗関連営業といういわゆるセック
ス産業は、先ほどの改正の経過でも御説明しまし

たように、トルコぶろの関係、それから興行場営業の関係、それからモーテルの関係がごく一部既に現行法に入っておるわけでございます。この営業形態がやや中途半端な形になって、本来のセックス産業を全部とらえないという問題もございませう。そういうことと、それから規制の自身が非常にまちまち、一部しかできない。これについてはこれしかできない、これについては営業停止しかできないとか、そういうような非常な中途半端なものになっておりますが、それを整備をいたしましてセックス産業をできる限り取り込むような形にして、そうして規制の自身を整備する。こういうものが基調になっておるわけでございます。

深夜飲食店の関係は、これは三十四年、三十九年につけ加えられておりますが、これはむしろ、今回の改正では、そういう面について十一時までだったものを十二時にするとか、主として酒を出す深夜飲食店は十二時までしかできませんでしたのを、一応静かに営業をする場合にはその時間の制限を設けないというような形で整備をしたというふうなことでございます。

○中野明君 私認識が違つかもれませんが、風俗営業というのは、今度関連営業というのができたわけですが、関連の方が風俗で、もともとこの風俗営業というのは逆に関連の方に入るようなことじゃないかというふうな、私はそういう理解を持つてくらくら風俗というのは、セックス産業というものの素乱というのですか、それが風俗のねらいかなというふうな初めは思っておったのですが、どうもこの法律を見ると、関連の方にいわゆるセックス産業が出てきて、本体の風俗営業の方はパチンコ屋だとかそういうものが入ってきたりしているわけですか、パチンコというのが風俗営業なのかなというふうな一時疑問を持ったことがあるんですが、その辺あわせて御説明いただけませんか。

○政府委員(鈴木良一君) これはこの法律の今までの経過にも関連をさせていただきます、従来から料理屋あるいはキャバレーあるいはパチンコ、マージャンというふうなもの、これもいわゆる人間の欲望の中の飲む打つ買うというものに関連をするということもございまして、規制の対象という形ですつと来ておるわけでございます。

風俗関連営業というのは本来とらえられておらなかったわけでございませうけれども、四十一年のときに初めて、先ほど申しましたように、議員立法としてこの規定が入ってきたというふうな経過があるわけでございまして、それまでは、どちらかといいますと、こういうふうな風俗関連営業と申しますのは他法で割合にとらえられておる分野であるわけでございませう。トルコぶろというのはいわゆる公衆浴場法という法律が現にありまして、そういう中で環境衛生が主体でございまして、そういう形でまわって行われてきておる。それから旅館業法、モーテル等も旅館業法に絡むわけでございませう。あるいはストリップ劇場等も興行場法と、別途そういう環境衛生関係の法律が既にございまして、そういうものがやがてだんだん風俗面がまた問題になってくる部分が出てくるというふうなことでございまして、そうしてそういう経過もありまして、逐次風俗法の方で措置すべきではないか、こういうふうな形でやってきたという経過があるわけでございませう。

そういうことで、名前は、従来から風俗営業という分野のものがございまして、こういうものを一応風俗関連営業というふうな名前をつけてくつた、こういう経過があるわけでございませう。

パチンコのお話も出しましたが、パチンコも、それが清浄に業務が行われれば、健全で国民に娯楽と憩いを与えるというものであることは承知しておるわけでございませうが、やはりそれはほうっておきまして、射幸心をそそるおそれがあるということがどうしても出てまいります。大変パチンコが娯楽に娯楽を与えておることは私も十分承知しておりますけれども、同時にまた、パチンコがいろいろの問題をはらんでいることも事実でございます。現に、一時のフィーバー騒ぎとい

うふうなことで大変、何といひますか、もうかるときはもうかるというふうな形で、逆にもうかる者がいれば損する者が出てくるのは理の当然でございまして、そういうふうな形から大変サラ金問題その他が問題になってきたということも実態でございませう。

そういうことで、業界の実際の努力、自主的な努力と同時に、やはり法律によつてこういうふうな営業について必要な規制を行つていくというところが、現在パチンコというものが健全な形で営まれておるという実態にあるんじゃないか、かように考えておるわけでございませう。

○中野明君 それで、今回は第一条で目的規定を置くことになったわけなんです、従来は目的規定というのは明確にございませうでした。

【委員長退席、理事真鍋賢二君着席】
しかしながら、法律の目的がなかつたわけではないうと私は思いますが、そういう意味で、従来の目的と、今回の新しく一条で目的を明示しておられるんですが、これは何か違いがあるんですか。

○政府委員(鈴木良一君) これは全く違いがないというふうな私どもは考えておるわけでございませう。

と申しますのも、先ほどの経過で御説明しておりますように、昭和二十三年当時の法律というのはこういうふうな目的規定を置かないでできたものが非常に多いわけでございませうが、最近の立法はほとんど目的規定を置いて内容を明らかにしていくというものが多くなってございませう。そこで、じゃ、どこが目的規定と違つかというところでございませうけれども、今回の改正案では、善良の風俗と清浄な風俗環境を保持するという目的と、それから少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するという目的と、さらに風俗営業の健全化に資することをその目的としておるわけでございませう。そういう意味で、現行法において目的と考えられたものと異なることはないと思

現在の法律でも、例えば現行法の四条の三とい

うのがございませうけれども、ここでは年少者に対する禁止行為を定めておるわけでございませう。そういうふうな意味で、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するという目的を既にやっております。それからまた、「清浄な風俗環境を保持」というのは、モーテル等で地域規制等が行われるというふうなところで既に使われておることでもございませう。

さらに、現行法の第三条では、当然のことながら都道府県は条例によりまして、善良の風俗を害する行為を防止するために必要な制限を求めることができるというところでございませう。そういうことは、既に現行法の中でそれぞれの規定があるという形のものでございませう。

そういうことで、改正案の目的規定は現行法において目的と考えられてきたものを明定したものにすぎないというふうな考え方をしております。ただ、題名で従来「風俗営業等取締法」という「取締」という文言を使つておりましたけれども、今回はその点は外しました。それは、先ほど申しましたように、取り締まりだけで臨むべきものでもない、必要なものはやはり健全化を図っていくということが必要であるという思想に基づいて直したという点があるところでございませう。

○中野明君 それで、今お話にも出てまいりました「善良の風俗」という表現あるいは「清浄な風俗環境」という表現があるわけですが、これは非常に抽象的でなかなか難しい表現になっておるわけなんです、これは以前からそういう表現が使われておるようですね、この「善良」ということの意味というものが、非常にだれでもわかるような基準というものが立てにくいんじゃないかというふうな気がするんですが、具体的にやはいり何かの基準がなかったら、取り締まる側の人も取り締まれる方も困るのではないかと気がするんですが、しかしながら「善良の風俗」という概念というのか、この考え方のほうは、人の価値観というのとは年がたつにつれてだんだん変わってくるわけですね。

現在の法律でも、例えば現行法の四条の三とい

(理事真鍋賢二君退席、委員長着席)

我々が子供のころの善良な風俗観と、現在の我々の息子あるいは孫の人たちと話をしてみると、とてもじゃないがおやじは頭がかたいたか古いかというふうなことで、ときどき笑われることもあるが、「善良の風俗」という風俗そのものの定義も問題になってくるわけですが、価値観というのが確かに変わっていくように思っています。ですから、これからもまた変わっていくかもしれません。

そういうことになりまして、現時点でとらえるしかないかもしれませんが、この「善良の風俗」というのはどういう状態をお考えになつておられるのかということをお聞きしたいと思います。

○政府委員(鈴木良一君) 風俗という言葉も多岐多様だと思えます。ただ、私も風俗営業法の関係の法律で取り扱っておりますものは、世上一般に非常に広い意味の風俗ということではなくて、あくまでもいわゆる飲む打つ買うと申しますか、そういう言葉に代表される人間の欲望についての生活関係というものを規制するのがこの法律であるというふうにお考えをしております。

そうしますと、おのずからそれは絞られてくるということになると思えます。いわゆる「善良の風俗」というのは、そういう風俗が国民の健全な道義的な観念によつて支えられている状態、それが「善良の風俗」であろうと思ひますし、その「善良の風俗」を害する行為というのは、やはりそういうふうな国民の健全な道義的な観念によつて支えられない状態をいうことになりまして、しかも先ほど言いましたように、いわゆる人間の欲望をこの法律では取り上げておるといふ考へ方になりますので、したがつて「善良の風俗」を害する行為としての、具体的には、やはり売春、わいせつあるいは賭博、あるいはこれらの行為に通ずる結ぶつようなそういう蓋然性の高い行為、そういうものが「善良の風俗」を害する行為であ

るといふふうにお考えされるわけでございます。

こういうものはやはり一般常人の判断をもつて決めていくことになるわけでございます。判断の基準になるわけでございますけれども、これを運用する場合は、例えば行政処分等のことなると、公安委員会等の諸先生方は当然のことながら良識を持ち、高い見識をお持ちの方々が公安委員の先生方に任命されておられるわけでございます。そういう方々が、一般常人としての判断がどこにあるか、あるいは判例の傾向というものがどこにあるかということをお頭に置きながら、先ほど言いましたように、どつちかという限定された考へ方の「善良の風俗」を害する行為ということをおわけて検討するということになるんであると、かように考えております。

○中野明君 非常にこの「善良の風俗」というのは時代時代である程度は動いてくるんじゃないかなという感じを持っていますからあえてお尋ねをされているわけなんです、非常に難しい抽象的な言葉であると思ひます。

そこでもう一点は、「風俗営業の健全化」、こううたつておられます。ところが、さっきの話じゃないですけども、関連営業というのは健全化ということはおうたえない、関連営業に健全化というのはあり得ないというんですか、うたえないということになつておられる。だから、僕は風俗営業というのは逆じゃないかなという感じを私なりに持ったもので、それからお尋ねをしたわけですが、この「風俗営業の健全化」、そして関連営業は健全化をうたえない、こういうことなんですか、「風俗営業の健全化」というのはどういふことを指しておられますか。

○政府委員(鈴木良一君) 風俗営業というのは本質的に国民に社交と憩いの場を与えるもので、健全な娯楽の機会を与える営業であるわけでございます。それは国民生活に潤いをもたらすものである、こういうふうにお考えをしております。ただ、それが営業の方法だと内容によりまして業務が不適正に行われる場合には、それは風

俗上の問題を引き起こす可能性があるということだと思ひます。そこで、そういうふうな不適正に行われぬように、風俗上の問題が起きないように規制を加えるという形にいたしました。そして、業務の適正化を図っていくことによりまして風俗営業の健全化というものが図れる、そうすれば風俗営業というものが本来持つべき社会的機能と有用性といふものが、そういうものを発揮できるものである、これを「健全化」といふふうには私どもは考えておるところでございます。

○中野明君 あえて「健全化」と無理にうたわぬでもいいんじゃないかというぐらゐな気がするんですが、そうすると、この関連営業というものは健全化は言えない、目的の中に入れられない、目的にできないということになります。それを関連の営業として認めるということも現状をそのまま認知をされた、このようになってしまつておられるんですが、その辺はどうお考えになつておられますか。

○政府委員(鈴木良一君) 風俗関連営業と申しますのは何せ性を売つる物にございまして、健全化は言えない、目的の中に入れられない、健全化にはなじまないということにございまして、また公の機関が業務内容に立ち入つて適正化を図るといふのもまたなじまないものであるというふうにお考えをしております。そういうふうなことで、実は厳しく対処しよう、地域禁止規制というものが厳しくかけていく、そこでもって違反があれば厳しく行政処分もかける。それは、場合によりまして廃業命令までいくというふうな形の厳しい規制というものは出てまいりまして、そして一定の枠からはみ出すことのないよう、行き過ぎた形にならないように、そういうふうにお監視していくということが大事であろうというふうなことでございまして、決してそれを公認するということではないということにございまして、

○中野明君 結局「善良の風俗」ということから

いいまして、関連営業が健全になつてもらいたいし、そして風俗営業は無理に健全化といわなくとも、おかしなならぬようにというところだと僕は思つておられる、それがなかなか言えないというところにも思ひますが、第二条の一項で、

次に進みたいと思ひますが、第二の八号から八号まで規定されておられます。この八号から八号まで共通している考へ方と、それから風俗関連営業とはどう違ふかというところで、それを答えたいでございます。

○政府委員(鈴木良一君) 風俗営業に共通する考へ方は、こういう営業が適正に営まれるならば、本来的には国民に社交と憩いの場を提供するものである、そして健全な娯楽を与えるものである、そういう社会的な必要性もある、したがつて健全化を図るべきものだ、こういうふうにお考えをしております。これがやはり風俗営業に共通する考へ方になるというふうにお考えをしております。

風俗関連営業の方は健全化になじまない、というふうにお申し上げましたのは、やはり性を売つる物にするものでございまして、いろいろございまして、そういうふうな性を売つる物にするものがなかなか健全化というものは違ふ。しかも、それは善良な風俗あるいは少年の健全な育成に障害を及ぼす影響というものがかなり大きいということもあるわけにございまして、そういうことから、そういうものは健全化になじまない。したがつて、厳しく監視をしよう、こういうこととて、厳しく監視をしよう、こういうこととて、かように考えておられるわけにございまして、

○中野明君 それで、今の八号にスロットマシンとかテレビゲーム機等を規定することになつておられるわけですが、こういうものの中には健全なものもあるんじゃないかと私は思ひますが、これらを規定するに至つた理由は何ですか。
○政府委員(鈴木良一君) ゲームセンターでございまして、これは現在何らかの法的な規制も行

われない。そこで、そのためにそういうゲーム機を悪用しました賭博事犯というものが近年多数発生をした。五十八年中には約千六百七十件ばかり、八千五百人弱の検挙者を見ておるわけでございます。しかも、全賭博事犯のうちの五六％がゲームセンターで占められているという様な形になっておるわけでございます。また、少年のたまり場となつてゐる率も大變他の営業に比べて高い。さらに、暴力団等が経営するなど、暴力団等が関与する比率も大体一〇％ぐらゐに上つておるという様な状況でございます。

本来、ゲームセンター自体は適正に行われれば、先ほどのように、國民に健全な娯樂を提供するものであるというふうな考えられるわけでございますけれども、今申しましたような形で種々の問題を生じておる、それがやはり営業者の姿勢によつてそういうふうな問題が生じておるわけでございまして、そういう意味で、やはり善良の風俗と正常な風俗環境、また少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するためには必要な規制を加えて、そして営業の健全化を図つていくという必要が極めて高い、かように考えられますので、風俗営業として許可の対象にするということにしたものでございます。

○中野明君 それは、今の御答弁にありましたように、やっぱり営業している人の資質の問題が基本的には土台になつてくるんであつて、ゲーム機そのものではないかと思つて、私には思つて、非常に健全なゲーム機もありまして、そしてまたゲーム機に対する認識も、スロットマシンと云うのはかつては、五十六年ごろの警察白書を見ますと、明らかにギャンブルマシンというふうな位置づけでおられたように書いておられます。ところが、今回は遊技機、このように定義をされておる。このように、どう言つたらいいんですか、くるくる考え方が変わるというぐらゐに違つてきておるわけなんです、それはスロットマシンの考え方かどうしてこう変わるんですか。

○政府委員(鈴木良一君) おっしゃるとおり、こ

ういうふうな問題が起きますのは、営業者の姿勢によつて当然のことながらいろいろな形が出てくるわけでございます。

ゲーム機の中にもいろいろございまして、全くこういうふうな賭博に關係のない機器もあると思つて、逆に、そういうふうな使われ方をしやすいゲーム機もあるというふうな考えられるわけでございまして。したがつて、ここで考えておられますのは、その八号でもつて書いてありますように、ゲーム機自体は、本来の使い方をすればそれは別に賭博になるわけでも何でもありませんが、その本来の用途以外の用途に使つていくということと射幸心をそそるおそれのあるような形になるもの、そういうものは対象として考えていかなければならないということになるわけでございます。

スロットマシンと申しますのは、これは要するにそのスロットマシン自体といふより、現金を入れて現金が出てくるようなスロットマシン、これはもうまさに賭博機でございます。これはもともと日本では認められないものでございまして、当然のことながら、これは取り締まり対象以外の何物でもないということであらうと思つて、しかし、現金が出てこないようなスロットマシンは、これは一つの遊びの機械でございます。これは自分で問題になるというものでございまして、いふふうな考えられるわけでございます。

ギャンブルマシンという言葉はかつてマスコミ等に説明するときにはわかりやすいように使つておられますけれども、先ほど言いましたような、現金を入れて現金の出でくるようなものを俗稱として使つたわけでございまして、厳密な分類ではございません。

○中野明君 それで、今の答弁にもありましたように「射幸心をそそるおそれのある」ということになつておりますが、この「射幸心をそそるおそれのある遊技」というのは具体的にどういふことを考えられますか。

○政府委員(鈴木良一君) 機械の中で、定量的に遊技結果があらわれてくるもの、それから勝敗が

決し得るといふようなもの、こういうものが営業者の姿勢によりまして、出てきた点数とか出てきた勝敗に關連いたしまして商品が出たり現金が出されたりといふような形になるわけでございまして、そういうことで、そういうものがそういう賭博に用いられる可能性があるものというふうな考えでおるわけでございます。

○中野明君 勝敗の決するものとおっしゃるんですけれども、何かのゲームで勝敗が決しないものというのがあるんだらうかと思つて、ゲームということになる、何かの形で結果は出てくるわけですから、勝敗の決するものといふのはちよつと私もびんとこないんですけれども、定量的に結果が出るものといふ、これは何ばか意味がわかりませんが、ゲーム機の中には健全なものがはつきりわかるゲーム機があります。それらも引つくるめて云々といふのはどうかという気がするんです。ですから、今回は旅館とか大型店舗の中にあるそういうゲーム場といふんですか、それらはこれから外されていふんでしよう。

○政府委員(鈴木良一君) いわゆる旅館等で置かれておるもので、そして要するにオープンに置かれておるようなものでございまして。そういうようなものはだれの見えぬわけではございまして、そういうところで賭博に使われるおそれ、そういうふうな射幸心をそそる使われ方といふのはまずないといふことでございまして、そういうものについては外して、こういう考え方をとつておるわけでございます。

それはゲーム機の内容によつて分けるという考え方ではないわけでございまして、先ほど申しました健全なゲーム機といふお話が必ずしもちよつと私もまだ十分理解できないわけでございまして、いろいろなゲームの内容が、例えばスポーツのようなのをやるものをおしおしやつておられるといふと、そういうふうなスポーツの様なゲームをやる遊技機でありまして、その結果が出てくる、先ほど言いましたように定

量的に出てくる、あるいは勝敗が決まるということに關連して射幸心をそそるおそれのある使ひ方ということが実際には行われておるわけでございまして。そういうことで、そういう使われ方をするものにつきましては、そういう可能性のあるものにつきましては、これはやはり対象としていかなければならない、かように考えております。

○中野明君 そうしますと、大型店舗とか旅館なんかであれば、スロットマシンとかテレビゲーム機というのはいつても構わぬということですか。

○政府委員(鈴木良一君) それは、先ほど言いましたように、人目につくような形で置いておるものでございまして。そういうものにつきましては置いておいても対象にはならない、かように考えております。

○中野明君 そうしますと、ここで対象にしようとしておるのは、いわゆるゲームセンターといふんですか、それ専門でゲーム機だけを置いておるところを考へておられる、そういうことですか。

○政府委員(鈴木良一君) 店舗を設けてやつておるもの、あるいは区画してやつておるもの、そういうふうなゲームセンターあるいはゲーム喫茶のようなのもございまして。そういうものを対象に考へておるわけでございます。

○中野明君 わかりました。

それで、次に二条の三項なんです、ここで「接待」ということがうたわれておりますが、これまた衆議院の附帯決議でも、「接待」の意義ということについて心配してうたつてあるわけなんです、この法律によりまして、「接待」とは、飲樂的雰囲気醸し出す方法により客をもてなすことをいう、このように書かれておるわけなんです、ちよつとこれでは、取り締まる方も取り締まられる方も、非常にこれは現場では、これだけではちよつと個人によつて考へておるわけにはございまして、それがあつたので、附帯決議でも、「接待」の意義については、風俗営業の重要な要件に当たるので、その具体的な内容について明

確な基準を定め、都道府県警察の第一線に至るまで周知徹底すること。

こういう附帯決議がわざわざつけられているわけなんです、ということなんでしょうか。わかりやすく説明していただけますか。

○政府委員(鈴木良一君)「接待」と申しますのは、店の従業員あるいはいろいろ接客婦のような人たちと、そういう人たちとの間の雰囲気を楽しむために、やはりそういうふうな異性とのお話をして来店する客に対して、その気持ちにこたえて相手を持定したサービスを行う、こういうふうなものを「接待」ということになるんだと思います。この「接待」の定義は、実は判例等がありまして、そういうふうな判例に基づきまして、現在もこういう形で運用をしておるわけでございます。それを今度はなるべく一つの手がかりといたしまして、国民のために手がかりを与えるという形で書いていこうということにいたしましたのでございまして、従来と解釈を変えているわけでは全くないわけでございます。

先ほど言いましたのが「接待」の定義でございますが、若干例を挙げて御説明を申し上げますと、「接待」の方に含まれるというのは、例えば客とともに歌や踊りに興ずるといふような行為、それから客の傍らにあつて引き続き酒類の酌をするあるいは談笑の相手となるような行為、あるいは積極的な客が歌うのを取り持ちしたり褒めそやす等の行為、そういうことによつてその場の雰囲気盛り上げるような行為、そういうようなことが「接待」ということでございます。逆に、当たらないのは、店の従業員等が客が注文した酒食を客席に運搬していく、そうしてその運搬の際に客席にはべらないでコップに一杯酒を注いでいく、こういうような行為、そういうようなものを給仕行為でございまして、こういうものを「接待」というふうには考えない。また、いろいろな社交儀礼的なあいさつを交わす程度では「接待」には当たらないというふうに思います。だから、要するに

メルクマールといたしましては、特定の客またはグループに対して単なる飲食行為に伴う以上の積極的な行為をする、そういうふうにして客の歡樂的な雰囲気盛り上げるというものを「接待」とある、こういうふうに従来から考えられ、運用をされてきておるわけでございまして。

しかし、この点の運用というのはなかなか難しい問題もございまして、一つ一つのケースでは慎重にやつていかなきゃならないということ、私どももいたしましては、こういうものにつきましても詳しく通達なりあるいは執務資料というものがきつとつくとつて末端まで徹底をしていく。もう一つ、そういうものの判断は、いやしくも現場が一人で判断するんじゃないこと、十人分のお話も聞き、そうして幹部の判断も仰いで慎重にやつていきたい、かように考えておるわけでございまして。

○中野明君 これは、第一線では必ずトラブルが起るようなことじゃなかろうかと思つて心配してあれが出ていふんだと思つて、今の御答弁のように、とにかく第一線で混乱が起つたり、あるいは県によつては判断の基準が違つてきたり、あるいはこのように徹底していただくこと、このように思います。

これは、周知の徹底の方法というのは通達かなんかの形でお出しになる予定ですか。

○政府委員(鈴木良一君) 基本的には通達を出していただくわけですが、さらにいろいろな例等も含めて、執務資料等をきつと整備して徹底してまいりたい、かように考えております。

○中野明君 それで、現在のところは、何かある程度界によつて少し幅があるんじゃないかというふうな気も、私自身でもありません。そういうことで、余りこの法律ができたことによつて急に厳しくなつて、何か営業ができないような、そういうことになつても、これもまた問題であります。それだけに、ある程度幅を持った、だれが見てもこれはいかにぬなというふうな徹底方を、わかりやすい徹底方をお願いしたい、このよ

うに思います。これは要望を申し上げておきます。

それで、次は二条の四項ですね。関連営業のところに関係しますけれども、マントルとかホテル、私も余りよくわかりませんが、このマントル、ホテルあるいは愛人バンク、最近週刊誌なんかでよく騒がれておられますが、こういうのは今回の規制の対象には入らないようなんですが、これはどういうことですか。

○政府委員(鈴木良一君) いろんな名前前で呼ばれている営業形態がありまして、必ずしも名前だけで判断するわけにはいかぬのでございましてけれども、今先生がお話のような営業形態は大体、専ら売春を目的として行われる営業であるというふうな考えられます。したがって、最初から違法になるものを対象としていくことはできません。ながら、売春防止法等の規定をフルに活用して取り締まりを徹底していくという対象であるかと、かように考えております。

○中野明君 最近、公衆電話なんかへ入つてみますと、もうべたべた名刺が張つてあります。それくらい大げさと言つたらどうなんでしょうか、大きな顔してやつていふような感じがするんです。こんなので取り締まりされて摘発されたのはありますか。

○政府委員(鈴木良一君) かなりございまして。ただ、例のああいふふうな電話ボックス等に張つておられます。あれが当然のことながら端緒になつて、いろいろ捜査をやつておるといふ例もたくさんあるわけでございまして、実際には、なかなかやつぱり難しい状況がございまして。

と申しますのは、売春防止法と申しますのはやはり単純売春は罰せられない仕組みになつておりまして、そういうふうな誘いながら、決して売春まで勧めていけるわけではない、こういう言い逃れをするような非常に巧妙な仕組みをいろいろつくつております。しかし、これはまた捜査で打ち破

つていかなければいかぬということで、我々懸命な努力をいたしておりますけれども、そういうふうなことで、我々は現在の売春防止法というものを何とか効果的に活用して、そういうものをさらに取り締まっていきたい、かように考えております。

○中野明君 何か最近特にひどいような気がいたします。だから、何か所かでも取り締まりの手が入つていけば減つてくるんじゃないかと思つて、また逆にふえていふような感じも受けます。もう公衆電話なんか入つてみると、本当にひどいものだなという感じを受けますので、その辺は何か手だてを考えないかとやぱりぐあいが悪いんじゃないかなという気がいたします。

それで、次の問題ですが、第三条にいきいたいと思つて。

第三条の「営業の許可」の問題でございまして、許可するかどうかというのは自由裁量があるのかどうかということ。一定の条件を備えておれば許可をするようになっていふんですか。それとも、条件をそろえておつても、まだ自由裁量の範囲内で、あなたはそこはいけませんということになつていふのか。この許可のことについて御返事をいただきたいと思つて。

○政府委員(鈴木良一君) 許可の運用でございまして、風営法上の許可の要件を満たしている場合には、これは必ず許可すべきものというふうな考え方をしております。いわゆる臨束裁量であるというふうな考え方をしております。

○中野明君 それで、この許可の更新なんです。マージャン荘とかパチンコ屋さんの更新は一年ということになつておるようですが、もうパチンコ屋さんの数もマージャン屋さんもすく数がふえていふようなんです。一応これは安定というんですか、そういう時期に入つていふんじゃないかというふうな気がするんですが、更新期間というものがあるんですが、これは二年にするか三年にするか、こういう考え方は持つておられないんですか。

○政府委員(鈴木良一君) この許可更新の期間に
関する規定でございますけれども、これはこの規
定の入りました一つの経緯がございまして、地方
税法の附則改正で設けられたということで、ある
程度の徴税目的があつたことは明らかでございます
が、しかしパチンコ屋さん、マージャン屋さん
につきましてはまだ業態が不安定な面もあると存
じます。また、娯楽施設利用税の納入をしないよ
うな営業所に対しては、やはり適正な営業を
行っていないというふうにも考えられるわけでござ
います。したがって、風俗営業の業務の適
正化を促進していくというためにこういう規定が
設けられておるといふことだと思います。

特にこの規定は、五十七年の改正で六カ月の更
新期間が一年に延長されたという経過があるわけ
でございます。その後特段の変化がないというこ
とで、この規定は今回特にいじらなかつたとい
うものでございますけれども、先生のお話を踏まえ
まして、将来の問題として引き続き検討してい
りたいと、かように考えております。

○中野明君 まだ不安定だといふふうには認識して
おられるようですが、余りパチンコ屋さんがつづ
けたという話も聞きませんし、まだまだふえてき
ているようですし、健全にさえやれば今の娯楽
業として非常に人気があるんじゃないかといふ
うな気がいたします。それを一年というのは余り
にも短いという感じを持っておりますが、これ
は将来、ぜひ一年を二年とか三年とか、そういう
方向に持っていくべきだと私は思いますが、いま
一度御答弁をお願いします。

○政府委員(鈴木良一君) 将来の問題といたしま
して引き続き検討してまいりたいと、かように考
えております。

○中野明君 第三条の同じく「営業の許可」につ
いて、「公安委員会は、善良の風俗若しくは清浄な
風俗環境を害する行為」を「防止するため必要が
あると認めるときは、その必要の限度において、」
「許可に条件を付」することができる、これは第二
項ですか、そのようになっておりますが、この「必

要の限度」というのが、これはまたあいまいな物
差してありまして、基準がちよつとわかりにくい
と思ひます。そして、条件をつけると、このよう
になっているんですが、具体的にどういふことを
言おうとしているんですか。

○政府委員(鈴木良一君) この三条二項で風俗營
業の許可に条件を付したり、または変更する
ことができないといふこと、または、法令また
は条例を遵守したとしても、具体的な事情によ
りまして善良の風俗等を害する行為が行われるお
それがあるので、これを防止するために、必要な
限度で個別的に許可に付随して行うということ
でございます。

お尋ねの「必要の限度」といふのはどういふこ
とかということでございますけれども、これはあ
くまでも警察官が恣意に判断をするものではござ
いまして、公安委員会が客観的な基準に基づい
て判断をしていくというものになるわけでござい
ますけれども、当然のことながら、限度を十分考
えてやらなければならぬということでございます。

善良の風俗等を維持するといふことが、そ
の条件をつけることによつて本当に維持するこ
とができるものであるかどうか、それからそういう
条件を付したによつて問題の行為を防止する
ことができるかどうか、それから営業者に過度の
負担をかけないものであるということ、それから
営業者が受忍すべき範囲内のものであるというよ
うなことを考えて、やはり「必要の限度」とい
うものを慎重に運用しなければならぬと、かよう
に考えております。

例を申しますと、ゲームセンター等を許可をし
た場合に、ゲームセンターのそばに仮に学校があ
つて、ゲームセンターに仮に二階をつくたとい
たしますと学校から丸見えになるといふような
きがあり得るかもしれませんが、そういう場合に
は、中を見通すことができないように窓ガラスを
すりガラスにしてほしいといふようなことである
とか、あるいは旅館に対して今度は風俗営業の許
可をするといふことができることになっているわ

けでございますけれども、そういう希望があつて
出てきた場合に、旅館の中でも客室はそういうふ
うな場所として使わない、宴会場というふうな
のを使つていく、客室ではそういうふうなことを
やらないといふような条件、そういうふうなもの
が考えられるのではないかと、当然のことながら、
「必要の限度」といふものを、先ほど申しましたよ
うな基準に照らして、慎重に運用してまいりたい
と、かように考えております。

○中野明君 営業の自由といふことが片方では保
障されなければならぬと、こう思うんですが、こ
の点等に非常に難しい問題もあらうかと思ひます
が、なるたけこういうことは「必要の限度」とい
うのがなかなか難しいです、条件をつけるにし
ても難しいので、その点は、今の答弁にもありま
したように、当事者とよく話し合いをしてもらつ
て納得のいくようなやり方をしてもらわないと、
ここではそうお答えになつておつても、現場へ行
つてから相手と話し合つて営業にならないといふよ
うなことになると何にもなりませんので、どうか
その点はぜひ今の答弁を守つていただきたい。こ
のように思ひます。

じゃ、第四条にいきたいと思ひますが、四条の
「許可の基準」なんです、更新の場合もこれは同
じでしようけれども、第四条の一項二号ですか、
「一年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、」
云々と、こうあります。こういう人は五年はもう
許可はしないよと、こうなつておるようですが、
これはちよつと私は問題だと思つております。

と申しますのは、電波法という法律があるんで
すが、あの電波法というのは、テレビもこれは全
部許可をもらつて、やつておるんですが、これは
公共のものとして、国民に今日テレビと縁のない
人といふのはおられないくらいに大変な公共性を持
つているのも電波法の許可にかかつておるんです。
ところが、この電波法、もちろんアマチュア無線
から全部、もう電波法でくくられておるんです
が、この電波法の許可に当たつても、欠格条件と

いうのは、それほど大事な公共的な仕事をし
る電波を使つておる人たち、この人たちでも欠格
条件としては、電波法違反をしてはいけません
よ、電波法違反をしたらもう許可はしませんよ
と、あるいは与えませんが、こういうことにな
つておるだけです。

ところが、この法律では、ここで一年以上の禁
錮の刑——執行猶予もこれは含めるんでしよう。
こういう人たちは五年間も許可しないといふん
ですから、これはちよつとおかしいんじゃないか
と思ひます。だから、するのならば、風俗営業の
許可なんです、風俗営業に違反して違反をし
た、言うことを聞かない、問題を起こして注意を
された、こういう人は、これはあなたにはしばらく
許可しませんよと、例えば二年間なり三年間なり
許可しませんよと、これはわかるんです。だけれ
ども、ほかのことで——それは罪を犯すことはよ
くありません。罪を犯すことはよくありませんけ
れども、そんなことで許可が取り上げられたりあ
るいは許可が五年間ももらえないことになる、こ
れは当事者にとっては大変なことなんです。

例えて言へば、タクシーの運転手がほかのこ
とで問題を起こして自動車の免許を取り上げられ
たら、もうこれはそれこそ食うといけぬようになり
ます。それは、タクシーの運転手が自動車の人を
引き殺したとかいふのなら、これはもう自分の
業務の範囲内ですから、いかなる厳しい処置を受
けても、これは本人も自業自得と納得をするでし
ようけれども、そういうことでの精神から考えまし
て、法律もいろいろ立て方があるでしようけれど
も、余りにもこれは私は筋の通らぬ厳しさじゃな
いか、このように思ふんですが、この点、まずお
答えいただきたいんです。

○政府委員(鈴木良一君) 風俗営業と申しますの
は、先ほどから申し上げましたように、非常に社
会的に必要な営業である。ただ、営業する者の姿
勢によりまして健全となる可能性といふものが
あるわけでございまして。現に風俗営業の中には、
暴力団等が経営してその資金源になつておるもの

であるとか、あるいは少年に覚せい剤を売っておるとか、そういうようなものもありまして、そういうものが現行法の中では排除できない。それが逆に風俗営業の健全化というものが必ずしもうまく運用されてないという面もあるわけでござい

ま。今回の人的欠格事由の定め方でございますけれども、

〔理事真鍋賢二君退席、委員長着席〕

これは、私もイメージとして抱いておりますのは、覚せい剤とか、先ほど言いましたように、大麻の取引をしている者、それから、御記憶にあるかと思いますが、新宿でキャッチパーミタインの者がありまして、そこで高額な料金を吹っかけられて、大学生が逃げようがなくて、ビルから飛びおりて亡くなったというような事案、これは犯した者が監禁致死罪に問われているわけでございまして、そういう営業がどうしてもやはりあるわけでございまして、そういうような者はやはり風俗営業をやっていくにふさわしくない人ではないか、こういう考え方で入れたものであるわけでございまして。

そして、一年以上の懲役または禁錮に処せられるというのは非常に悪質なものだと思います。私どもが調べた範囲では、すべての刑を宣告された中で大体二%未満ぐらいの人がこういうふうな一年以上の懲役または禁錮の刑に処せられるという例でございまして、非常にどちらかというと少ない。少ないけれども、大変それが問題を起すという点があるわけで、そういう点を実は直したわけでございまして。

実はこの立法をするのに関しましては、他の法律をいろいろ参考いたしました。私どもは、例えば旅行業法であるとか宅地建物取引業法であるとか質屋営業法であるとか、そういうふうなものいろいろ見ますと、これは一年以上という限定がなくて、単に禁錮以上というふうな、今度の改正法案よりもずっと厳しい形で書かれている法律もあるわけでございまして。そういうことと、そ

れから業者の御意見もこの点で事前にお聞きしました。禁錮以上となつておるのは――原案としてはそういうふうな考えたときもあるわけでございまして、それはちよつと厳し過ぎるんじゃないかというところで、これを「一年以上の懲役若しくは禁錮」というふうな直したという経緯もあるわけでございまして。そういうことで、今申しましたような形で必要最小限度のものではなからうかというふうな考えて決めたものでございまして。

もちろん、これは憲法の保障する営業の自由にかかわる問題でございますから、運用に当たりましては慎重かつ適正に行つていきたい、かように考へておるところでございます。

○中野明君 現行法では、これはどうなつてい

まか。説明員(古山剛君) 現行法では、法律にはそういう人的欠格事由の規定はないわけでございまして、各県の風俗法施行条例で決めておられてございまして。で、施行条例で決めておられます中身でございまして、大方のところを申し上げますと、わいせつ、姦淫、賭博、富くじ、それから売防法とかあるいは児童福祉法、職安法、労働基準法の幾つかの罪に「違反する罪を犯して懲役以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過しない者」、それから「前号に掲げる罪を犯して罰金の刑に処せられた日から起算して一年を経過しない者」というようなことになつておるわけでございましてけれども、大方のところはこのようになつておりますが、年数が違つたところの掲げ方が違つておるような若干の差異はございまして。

○中野明君 だから、現行法よりこれは物すごく厳しゅうなつておるわけですね。だから、保安部長さんの一番最初のお答えでは、私が申し上げたように、提案の説明の中では、それは余り関係ない、現状でございましてというふうな意味のお話がありました。この辺になつてくると、現在やつておるよりももうとて厳しい。今も御答弁がありました。が、府県条例でやつておるんですか。そ

れならある程度私わかるんです、範囲が限定されていまして。だけれども、これはもうむちゃくちゃに何をしてもあかぬというところで、しかも五年も許可を受けることができないというたら、もうこれは話にならぬんじゃないかという気がしてなりませぬ。風俗営業なんですか、風俗犯と俗に刑法で言われておるんですが、せめて風俗犯で罪になつた人、この人はちよつと不適切だというのは理屈が通ります。法律の立て方からいってわかるんです。

風俗犯というのをちよつと調べてみました。すけれども、刑法で言う風俗犯というのは、性道徳その他健全な社会道徳秩序に反する犯罪をいうのであつて、我が刑法のわいせつとか姦淫とか重婚、賭博、売春防止法違反、こういう罪が風俗犯ということになつておるといふ定説があります。今回は、これは青少年を守るといふ観点から、青少年をいじめたとか、あるいは青少年のことに

関しての犯罪、そういうことは欠格条件に入つておるけれども、これはやむを得ぬという感じはするんですけれども、こう一律に――私、先ほどタクシの運転手さんの例を挙げましたけれども、ちよつとしたことで免許を取り上げられたら、もうタクシの運転手さんは生きていけません。そういうようなことになつたんです。これは話になりませぬから、やはり営業の自由の原則というんですか、それから見て、これは風俗犯に限定をすべきじゃないかなというところがございまして。

それから、五年間というのは、何でこんな長くないんですか。五年間を決められた理由です。今までの都道府県で五年というふうな例がほかにありますかどうか。

○政府委員(鈴木良一君) 五年という例は、現在の風俗法ではございませぬ。大体三年、二年、一年というふうな形になつておるわけでございまして。これは、先ほどちよつと例に挙げました旅行業法であるとか宅建業法であるとかいふものを参考にして決めておるわけでございまして、いわゆるそういう営業形態、それからこの風俗営業の

重要性というものの等の比較において、これが適当ではないかというふうな考えたものでござい

ま。○中野明君 この法律に流れている趣旨というのは、現状の状態をそのまま法律にしたというのが大体の流れであると思うんです。それを、ここに限つて何か変な、旅行あつせん業者とか不動産売買の人の例をとつてきて、こだけ何でそんなことをせよいかぬのか。現在ちゃんと都道府県でやつておるわけですから、現状のそれを、都道府県条例で決めておるのをそのまま法律に格上げしたというのなら、何ばか私わかるのですけれども、こだけ何でとんでもない、ほかの不動産業者か何か知らぬ、今おつしやつたそんなもの例をとつてきて、五年もというふうな年数をつけるのかというこの辺が、当初の御説明と、随分と中身が違つてきています。

だから、最初に申し上げたように、一部の業者の人たちは、これは性犯罪と少年の問題だからおれたちは関係ないんだといつてのんびりしておつたところが、実際に法律を見てみると、これはひどいことになつておるというところで大騒ぎをしておられる向きがあるわけですが、今、何か業者の人とも事前に話をしたら納得したとおつしやつていますけれども、恐らく業者の人はこんなことで納得する道理が私はないと思ひます。業者といつても、これは一部特定の人と相談なさつたのなら、それは話は別でございけれども、こんなことになつて、はい、結構でございませぬという人は、私は恐ろしくないんじやないかと思ひます。

○政府委員(鈴木良一君) この趣旨は他の立法例に倣つて規定はしておりますけれども、先ほどから申しましたような形で、いわゆる覚せい剤とか大麻とか、そういうような大変悪質なものに結びつきやすい業態でございまして、そういう面で大変従来から問題を起こしてきた例があるわけでございます。

それから、確かに風俗関係に絞るといふのも一

案と思えますけれども、先ほど申しましたようなキャッチパーミタいな、ああいう金をふんだくるような行為に出る、そういう風俗営業者の中にはいろいろあります。そういうような悪質なものがあつたんで、業界全体のイメージが大変傷がつくというのを業界の方々が心配をしておるんです。むしろ、そういうふうなものは排除してもらった方がいいという業界も多々ございます。それから、一部大変御心配をされた業界に対しましては、大変きついじゃないかというお話がありまして、先ほど言いましたように一年という期限に変えたということがあるんでございまして、そういうことで業界の皆様とも十分お話し合いをして決めてきたということでございます。

○中野明君 これほちよつと私納得しかねるんですね。このところは五年というのもちよつと長過ぎますし、これ許可を取り消されるんです。それでも五年間は仕事できないわけですか。だから、今おつしやつたように、風俗に関連した犯罪ということに絞つてくれれば私わかりません。何ほか。それでも五年は長過ぎると思ふんです。今日の社会情勢からいっても、五年間許可もらえないという事は、とてもじゃないが大変じゃないか。それは業者の人たちはそれで一部納得した人もおられるかもしれませんが、大多数はこういうことで納得はしていません、私はこのように理解しております。何とかこれ五年というのを減らし、風俗犯というのか、風俗営業に關係して罪を犯した、文句言われたという人に限定をするようにと私は考えておることだけ述べさせていただきます。

次は、第四条にいします。

○政府委員(鈴木良一君) 都道府県公安委員会でございまして、

に足りる相当な理由がある、「こういうことを、法律用語ですらかなかなか難しいんですが、具体的にひとつ説明をしてください。

○政府委員(鈴木良一君) これは公安委員会が認めるというんですか、認定をするということになるわけでございます。

その認定の仕方は、一定期間におきます。その前科、前歴あるいは罪種あるいは罪数あるいは暴力団との関係、そういうものにつきまして、警察自体が持っている資料もございまして、それから前科照会等によりまして資料等によりまして判断をしていくというふうな考えております。公安委員会に御判断をいただくわけですが、こういうものがやはり国民の権利義務に大變關係いたしますので、この点は慎重に判断していただくように私どもも十分基準を確立をして、第一線を指導しながらやっております。

○中野明君 これ非常に心配なんです。「おそれがある」と認めるに足りる相当な理由」というので、すから、この辺、判断する方が、いろいろこれはもう認めるに足りると言つたら皆やられてしまふということになるんですが、今のお話では、これは国家公安委員会になつてゐるんですか、この認められるのはだれですか。

○政府委員(鈴木良一君) 都道府県公安委員会でございまして、

○中野明君 そうすると、一人じゃないと思ふんですけれども、主観によつてやられるという、そういう心配があるものですからあえてお尋ねをしてゐるわけですが、そういう心配はないですか。

○政府委員(鈴木良一君) これは、暴力団の關係につきましては、私も従来からいろいろな形で資料を集めておるわけございまして、そういうふうな關係につきましてそういう資料に十分当たりまして、そういう公安委員の先生方に適切な判断をいただくというところでやつていきたいと、かように考えております。

が、営業所の構造または設備に技術上の基準をつけたというんですが、これは今まではこんなにかいとこまで言つておられなかつたように思ふんです。現行法では第三条で「必要な制限」と、こういうことになつてゐるんですが、今回の改正では、構造または設備に技術上の基準をつけるというんですから、これまた非常に厳しいといひますが、介入がひど過ぎるといふ感じが受けるんですが、この理由は何ですか。

○説明員(古山剛君) この風俗営業所の構造、設備の基準につきましては法律の規定はございませぬけれども、現行法の委任に基づきまして、各府県の施行条例でいろいろと具体的に決めてゐるわけでございますけれども、この点につきまして、今回は法律で規定した方がいいのではないかと、今回は法律に盛り込んでゐるわけでございます。格別厳しくしようというふうな、そういうものではございません。

○中野明君 じゃ、必要な制限ということになつてゐるわけでしょう。それを構造や設備に技術上の基準まで出てきてゐるわけですが、そこまでしなくても、必要な限度ということではないんじやないかという気もいたしますし、あとは都道府県にお任せをしたらいいんじやないかと、そういう感じがしないでもないんですが、もう一度お答えください。

○政府委員(鈴木良一君) 現在は施行条例でそれぞれ構造、設備の基準が定められておるわけでございます。構造の基準、設備の基準ということと定められておるものを今回書くということとございまして、技術上の基準といふのは、今の構造、設備の基準が技術的なことを書いておるもので技術上の基準といつただけでございます。別に変わった形でもやるつもりは全くありません。現行の規定と同様に、そういう構造、設備の基準を定めていきたい。したがって、中身でいたしましては、客室であるとか踊り場の面積であるとかあるいは客席の見通しとか、そういうふうなものも定めてまいりたいと、かように考えて

おります。

しかも、その構造、設備の基準は、従来各府県によりまして大変まちまちでございまして、大変厳しくやつてゐるところ、例えば先ほど言ひました客室の面積なんともいふものも県によりまして、これ以上なきやいかぬというのもありまして、この程度でいいというのがあるわけでございます。そういうアンバランスがあつてはならないということで、これは全国的に統一した方がいいだらうということでやつておるものでございまして、それを厳し方に持つていくというふうな考え方はございませぬ。今やつておる通常の基準というのよりも厳しくすることは一切考えておりませぬ。

○中野明君 それじゃ、風俗関連営業はどうされるつもりですか。

○政府委員(鈴木良一君) この風俗関連営業につきましては構造、設備の基準を格別に設けてないわけでございます。

これはなぜかと申しますと、風俗関連営業というものをどういふふうにとらえていこうかという一つの政策の問題で考えておるわけでございます。これはやはりその地域の禁止規制というものをまず第一番目に考えていく、そして必要な地域しかできないような形を持つていくということ。がまず一つ大原則としてあるわけでございます。それに対して必要な遵守事項等を定め、しかもそれが違反すれば厳しい罰則なりあるいは行政処分、そして禁止地域等既にやつてゐるものに対しては営業の廃止までを含む厳しい処分を臨もうという形で、要するにこういう風俗関連営業につきましてはマクロできちつと視野の中に入れて、そして規制をかけていくということが望ましいだらうというふうな考え、そういう政策をとつたものでございまして。

と申しますのは、こういう風俗関連営業というのは大変、何といひますか、ほとんど新しくできていく、しかもそういうものが非常に短時日のうちに荒稼ぎをするというふうなことが行われるわ

けでございまして、一つ一つの構造、設備を直して指導していくことをやりましても、なかなかそういうふうな業態になじまない、そういうことをやっていたのでは手おくれになってしまふというふうなこともあるわけにございまして。そういうようなことを含めまして、やはり先ほど言いましたように荒稼ぎをするということにございまして、今、例えば歌舞伎町なんかにありますもので、極端なことを言えれば一カ月ぐらゐの営業がうまくできれば元を取っちゃうというふうなことも言われておる。ですから、そういうふうなものは、やはり先ほど言いましたような形で厳しく対処をしていくということの方が政策としては望ましい、こういうふうな考えをおるわけです。

一つ一つの個々の指導をやるといふことじやなくて、今申しましたように、マクロでとらえて、そうして規制をかけていく、問題があれば営業の廃止まで含む厳しい規制をやっていくということではないか、こういう営業に対する姿勢として望ましいのではないかと、こういう政策をとつたということにございまして。

○中野明君 それから第三項で、「ばちんこ屋その他政令で定めるものに限る。」というふうな言つておられますが、ここで、「当該営業に係る営業所に設置される遊技機が著しく客の射幸心をそそるおそれがある」と、こうなつておられますが、「この『著しく』というの、どういう程度を著しいといふんですか。

○政府委員(鈴木良一君) 「著しく」という解釈でございまして、こういうふうなものはお客さんとしては偶然の機会に利益を得ようという客の気持ちがあるわけにございまして。そういうことが、それは社会通念上もう許容できない程度に射幸心をそそる程度というふうに一応解すべきではなからうか。

目安といはしましては、例えば一つの遊技機につきまして、あの遊技機で遊ぶというのにはやはり偶然性とそれから技術というものが調和をとれていふということが大事だと思つてございまして。

そうでなくて偶然だけで決まってしまうというふうなことになるかと、これはやっぱりそういう「著しく」という要素になる可能性が強いであろう。あるいはまた遊技機がなくて、極端なことを言えれば、そういうふうな財物の得喪だけを定めるというふうな、そういうふうなもの、それから一回の遊技で一定基準以上の、がさつともうけるというふうな、そういうふうなことが出来るようなものが「著しく客の射幸心をそそるおそれがある」といふことになるのではなからうかと、かように考えておられます。

○中野明君 これは「著しく」という判断は、やはりこれも県の公安委員会ですか。

○政府委員(鈴木良一君) これは国家公安委員会規則が基準を定めることになるわけにございまして。

○中野明君 どれぐらゐの目安を考えておられるんですか、お金で言えば。

○説明員(古山剛君) 金額的にどういふ目安かといふことにつきましては、大変難しい問題でございまして、例えば現在パチンコ屋さんで玉と引きかえに賞品を出しておられるわけにございまして、それ、それぞれの賞品の価格、これは現在二千五百円以下のものにしなさいといふふうな指導いたしておるわけにございまして。例えばそういうふうなことでございまして。

○中野明君 これは、そのときどきによつて変わつてくると思つて、貨幣価値もどんどん変わつてきます、今ちょっと聞き漏らしたんですか、現在幾らぐらゐと考えておられるんですか。

○説明員(古山剛君) 現在、玉と引きかえに出します賞品のそれぞれの価格でございまして、これは余り高額のものを出しますと、やはり全体として著しく射幸心をそそる営業になるおそれがあるといふことで、二千五百円以下のものではないかならぬといふふうな指導しているところ、また貨幣価値が変わつてまいりますと、また

その辺のところは検討しなければならぬと思つてございまして。

○中野明君 それは交換する品物が二千五百円といふことですね。一個の品物が二千五百円以上で、これは著しいじゃないかと、こういう考え方は、これは一遍の景品の交換が二千五百円以上、それ以上玉取つたらいかぬといふことですか、どういふことなんですか。玉はもつと取つてもいいんだけれども、一個の賞品が二千五百円以上だったらいかぬ。玉は三千円でも四千円でも構わぬ、そういうことでしょうか、どうなんですか。

○説明員(古山剛君) その人の技術とかあるいはたまたま運がいいとかといふようなものもございまして、玉取つても、一個四円でトータルで二千五百円以上になるような玉を取られる方も当然あり得るわけにございまして、それは別に二千五百円以上の玉を取つてはならないといふような、そういうことではないかと。

○中野明君 そうすると、玉は幾ら取つても構わぬといふことですか。

○政府委員(鈴木良一君) これはやっぱり遊び方といはしまして、大変短時間に玉がなくなつてやうとか、極端なことを言えれば、非常に短い時間に何万円もすつてしまふといふような形のものといふのはいけません、こういうふうな思つておられます。

それから、一つの大きな入賞がありますと大変玉が出過ぎるといふ形になると、これまたそういうふうに出過ぎるといふことにもなって、非常な方がたくさん出るということにもなりまして、非常に偏つた形になりますね。そういう偏つた形、それから極めて短時間に勝負がついてしまふといふようなものはやっぱり望ましくないといふふうな考えをしておりますから、そこら辺のところは一定の限度を考えていかなければならないといふふうな考えをしております。

しかし、そういうふうな限度を考慮して遊んだ上で玉が二千五百円以上に相当する品物と交換するといふことは何ら差し支えないといふこと、ござい

います。

○中野明君 そうすると、今おつしやつた限度といふのはまだ決めてないんですか。玉が出てくる一定の限度といふのはまだお決めになつておられないんですか。

○説明員(古山剛君) その人の実力とか、あるいはそのときはすみでどのぐらゐ出るかといふのは、それははつきりと限度といふのはわからないわけにございまして、例えば一分間に玉を発射するといふスピード、これについては百発以内といふようなことで、極端になることを抑えているといふような点があるわけにございまして。

それから、フィーバーという機械がございまして、これは非常に確率は少ないわけにございまして、けれども、始動入賞の穴に入りますと、それから非常に少ない確率でございまして、それからオールセブンといふようなことになりましたときにはかなりたくさん玉が出るような機種でございまして、これをとおおむね千三百個以内といふような基準で出しているわけにございまして、千三百個といふことになりまして、これはめつたにないわけにございまして、一つ四円といふことになつてしまふと、出てくる玉は五千円ちよつとといふようなことになつてござい

○中野明君 現在はどうなつておるんですか。

○説明員(古山剛君) それが現在の運用でございまして。

○中野明君 現在は千三百個ぐらゐと、そういうふうな指導しておられるんですか。それがこの改正ではどうなるんですか。

○説明員(古山剛君) フィーバーといふ、パチンコの遊技機の中の一つの機種でございまして、けれども、そのフィーバーの機種について大当たりになった場合の玉の一回の出る数を千三百個以内と、こういうふうな現在しておるわけにございまして。これにつきまして、別に法律が改正になつてもそれを殊さら厳しく変えろとかそういうふうなつもりはございませぬ。

まして、行政書士の方々が行う許可申請書作成のための調査と重複するものではない。それからまた、許可申請の作成手続代行を行うものでもない。行政書士の職域侵犯となるものではないというように。それから、調査の費用は都道府県から委託費として支払われますので、業者から直接金銭を受取るものではないので、当該協会は受益者団体ではないというように。それから、それから警察といいたしても、浄化協会あるいは浄化協会に勤務する者が風俗営業に関し行政書士法に違反しないように適切に指導してまいりたいというように。これを説明いたしまして、いろいろと御理解をいただくように努めてまいっております。大方の御理解をいただいているというふうに思うわけでございます。

○中野明君 そうしますと、何か不安に思っております。都道府県浄化協会の行う事業の範囲にはそれは入らぬ、だから有償、無償にかかわらずそんなことは自分のする仕事と違うというふうにはつきり言い切れますね。お約束できますね、そここのころ。

○政府委員(鈴木良一君) この浄化協会がこういうふうな行政書士の予定されております関係の業務をやることを私どもは予定しておらないところでございます。

○中野明君 ですから、今の答弁、重ねて確認するんですが、この浄化協会がする事業ではない、ですから、有償はもちろんこれはもう行政書士法の違反になります、無償であってもそういうところがそういう作業をするとか、そういう手伝いをするものじゃない、この協会は、そんなことは一切させません、こう言えますね。

○政府委員(鈴木良一君) 一切そういう形で協会として行うことを予定しております。

○中野明君 それから一つは、ちょっと気になることを聞いたんですが、今度の営業の許可を出すときに、一部で、外国人の人が経営しているという場合に、営業許可を申請するときに、いわゆ

る指判ですね、拇印というんですか指紋、これを押すようになるのだとか、あるいは押さなきゃならぬとか、あるいは押さなきゃならぬ地域があるようなんですが、そんなことは毛頭考えておられないでしょう。

○政府委員(鈴木良一君) 考えておりません。

○中野明君 それで、佐藤委員も資料を要求しておられますが、まだ来たようになりませんから、私も少し時間を残さしていただいて、私もちょっと二、三聞きたいところもありますので、これで終わりたいと思いますが、最後に大臣に、先ほど私、保安部長と議論をさせていただいた。いわゆる許可の基準ですね、一年以上の懲役をもらった人はもう五年間あかんのやという分ですね。これ議論をお聞きになっておた大臣の御所見ですね、私は、風俗営業に関して罪を犯した人はこれはもう当たりまえだ、こう理解できます。だけれども、そこまで幅を広げ、五年も年数を延ばす必要が果たしてあるのかということ。他の法律、保安部長はきついのばかり探してこられて一生懸命説明しておられましたけれども、そうじゃなしに、私が例に挙げたのは電波法を挙げましたが、ああいうそれこそ電波法というのは国民の共有財産とまで言われて、公共性の非常に高いものですが、これの免許を受ける人にすら電波法の違反は欠格条項ですよということになっておるだけでありまして、それはわかるんです。だから、やはりこれは営業の自由ということもありまして、余りこまごまいくと行き過ぎじゃないかという感じがしているの、大臣の所見をお伺いして終わりたいと思えます。

○国務大臣(田川誠一君) 非常に専門的なこととてございまして、私から余り具体的なことを申し上げるのもどうかと思っておりますけれども、私は、この風俗営業という一つの仕事から見まして、風俗営業という一つの仕事の性質から見まして、暴力団が関係するような場合もあるし、あるいは場合によっては、かけ事に陥るような場合もあればございまして、やはりこの経営する人によつてか

なり風俗営業の業種が悪い方向へ行く可能性、おそれもあるわけでございます。

そういう意味から、中野さんとはちょっと感じが違うんですけども、私は少し厳しく律した方が健全化に資するのではないかと感じを持っておりますのでございます。しかし、大変専門的なこととてございまして、いろいろと問題もあるという御意見は十分踏まえて今後処してまいりたい、このように思っております。

○中野明君 一部、政令等の問題で、佐藤委員も先ほどからお待ちになつておるようですが、出てこないようです。私も余り大して時間残りませんでした。二十分ほどありますので、その問題について私も質問したいことがありますので、保留させていただきます。きょうはこの辺で終わりたいと思えます。

○委員長(大河原太一郎君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(大河原太一郎君) 速記を起こして。本日の質疑はこの程度にとどめ、次回の委員会を七月二十四日午前十時に開会いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十七分散会